

令和8年

第1回忠岡町議会定例会会議録

第2日

令和8年3月9日

忠 岡 町 議 会

令和8年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和8年3月9日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 河野 隆子議員	6 番 高迫 照子議員
7 番 森野 良一議員	8 番 田辺 みき議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸
(各課課長同席)			

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀
主 事	兼田 雄飛

(会議の顛末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立をしております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより会議を開きます。

(「午前10時00分」再開)

議長（前川 和也議長）

まずは、本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

南議会事務局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和8年第1回忠岡町議会定例会議事日程（2日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

以上のとおりでございます。

議長（前川 和也議長）

それでは、日程第1 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

初めに、高迫照子議員の発言を許します。

6番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

おはようございます。6番、日本共産党、高迫照子です。一般質問をさせていただきます。

円高による物価高騰で住民の暮らしは大変です。国保、後期高齢者医療などさらに値上げが予想されます。今日は介護保険についてお聞きします。

介護保険は、2000年4月施行から25年が経過し、制度発足当初と比べると利用者数は3倍以上に増えており、介護問題を社会的課題として対応すべきだという認識を国民

の中に広がってきました。しかし、この25年間、国は給付を削り、利用者負担を増やす制度改悪を重ねてきています。スタート当時の本町の保険料の平均は3,300円でしたが、今は6,500円と平均も倍化しています。介護事業者は、介護保険報酬引下げで経営難と慢性的な人手不足により2024年の倒産廃業件数は過去最多784件。その中でも基本報酬が下げられた訪問介護の現状は深刻です。在宅生活を支える基本サービスである訪問介護の事業所がゼロの自治体が、昨年末で116町村あります。

昨年の共同通信社の自治体アンケートで、介護保険サービスの提供体制の持続に危機感があるかという設問に、97%の自治体首長が危機感があると回答。その理由として最も多かったのは、介護現場で働く人が減り、制度の支え手不足が71%、優先すべき財源対策として国会の公費負担割合の引上げを求むと答えた首長が84%おられました。

質問に移ります。3年に一度の見直し案で、来年、2027年の改正で大きく3点が議論されています。1つ目は利用料の引上げで、2割負担の対象者拡大の問題。2つ目は、今まで無償だったケアプランの有料化。それから、3つ目は要介護1、2の生活援助サービス等を総合事業へ移すということです。

お尋ねします。まず、問題となっている3点について、説明を担当部長よりお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

2027年に予定されております介護保険制度改正につきましては、今後、さらなる高齢化と生産年齢人口の減少が加速する中、高齢者人口がピークを迎える2040年に向け、介護サービスにかかる費用の増加を見据え、制度の持続可能性を高めるため、利用者負担や給付範囲の見直しが検討されております。

議員お示しの3点の改正内容につきまして、1点目としましては、利用料2割負担の対象拡大につきましては、現在所得に応じて介護サービスの本人負担は1割、2割、3割の3種類の負担となっておりますが、そのうち2割負担となる判断基準の所得金額を現行の280万円から引き下げるというものでございます。

2点目としまして、ケアプランの有料化でございますが、現在は無料となっておりますケアマネジャーがケアプラン作成のために行うケアマネジメントについて、全利用者または住宅型有料老人ホーム居住者に対し、一定の自己負担を求めるというものでございます。

3点目としまして、現状、要介護認定において要介護1または2に認定された方の訪問介護と通所介護のサービスを、介護保険の保険給付から市町村が運営する総合事業へ移管

するというものでございます。

制度改正の内容につきましては以上でございますが、いずれの改正内容につきましても、現在、国において検討中であり、確定したものではございませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

要介護 1、2 の生活援助サービス、これも本当に大変なことになると思います。

次の質問です。制度改正によって住民負担は増加します。町独自で何らかの手だてはできないものか。負担軽減のために町はどのように対処されようとお考えか。担当部長、お願いします。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

本町としましても、今回の制度改正による介護サービスを利用する方への影響が大きいということは、当然ながら認識しているところでございます。

しかしながら、議員お示しのような町独自で軽減措置等を講じることにつきましては、継続的な財源確保が必要となることや、他施策への影響という観点から、現時点において本町独自の負担軽減策を実施する考えはございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

改正案では、2 割負担の所得の基準を現在の 280 万から引き下げると。そして、預貯金残高を負担割合の判定要件の参考にしていく考えが出ています。この改正で、利用をためらったり受けられなくなる人が増えるのではないか。かえって介護度が重度化していくのではないかと心配されています。

女性の年金受給者は、年金だけでは暮らしていけないから、老後の蓄えを貯金しています。その蓄えまで手をつけることになりかねません。町としても、国の公費負担割合の引上げの要望をよろしくお願いいたします。

最後の質問です。これから高齢者が増えていきます。さらに介護予防に積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょう。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しのように、将来的な負担の抑制や介護保険制度の持続可能性を高めるためには、要介護状態の進行を防ぐことが重要であると考えております。今後は、フレイル予防の取組など介護予防施策の推進に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

ご答弁ありがとうございました。

次に、公民館の役割について、質問に移っていきます。

施政方針に住民の文化的な交流の場として誰もが利用できる生涯学習の拠点施設となるよう、活性化に取り組むために運営手法なども含めて検討するとあります。今の文化会館は、公民館と図書館との複合施設で、公民館は子どもから高齢者まで誰でも利用できる住民の学びの場、憩いの場、交流の場として位置づけられているかと思います。

そこで、質問です。最近はお部屋がいっぱいで借りれないということはありませんが、シニア世代が元気に活動している場面はよく見かけます。若者や子ども、子育て世代も気軽に利用できる文化会館になるために、公民館になるためにどんな施策をお考えでしょうか。担当部長、お願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原教育部長。

教育部（柏原 憲一部長）

公民館は、地域の住民の生涯学習活動を支援し、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する社会教育施設であり、また、地域住民の交流の場や地域づくりなどの拠点施設としての役割も担っているところでございます。

本町の公民館は、会議室以外に茶室、講習室、料理室、軽運動場などの施設を備え、併設されています図書館部分と併せて町立の文化会館として位置づけされている施設で、各種の講座の開催やクラブ活動の支援、住民同士の交流の促進など、本町の生涯学習推進、文化の創造・発信の拠点施設として、地域住民の方に広くご利用いただいているところでございます。

しかし、一方で、本町の公民館につきましても、施設の老朽化や人口減少、少子・高齢

化による施設利用者の減や世代間の利用者の偏り、また類似活動との差別化が難しい点、地域コミュニティの希薄化等、施設面、運営面の課題にも直面していることから、公民館におきましては、あすなろ未来塾や地域住民の方によります子ども食堂の実施、また夏休み期間中には、「夏休み子どもクッキング」や「夏休み コケと遊ぼう！コケテラ作り」など、子ども向けの講座を開催するとともに、日中には自習室として開放するなど、子どもや若者層の利用促進にも取り組んでいるところでございます。

引き続き、現在の課題や文化会館全体の活性化の取組について、文化会館運営協議会でもご協議等いただくとともに、学習ニーズに的確に対応した取組や、子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域住民全体が気軽に集える社会教育、生涯学習の拠点施設となるように取り組んでまいります。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

地域住民が気軽に集える場として、本当に公民館はそうあってほしいと思います。今、夏休みの子ども向けでクッキングとかいうことがされているということを報告されましたけど、例えば囲碁、将棋とか、お絵描き、習字、おばちゃんと料理、宿題をやろう、昔遊び、工作などの教室も開いたり、親子の取組があったらなとも思いますし、とにかく子どもも気軽に通ってくる公民館であってほしいと思います。

次の質問に移ります。今の文化会館のロビーは少し暗いですが、広いです。現在、小さなテーブルと椅子が2つあります。今後、このロビーの有効活用をどうお考えでしょうか。担当部長、よろしくお願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

文化会館の1階のフロア、ロビーにつきましては、文化祭の際にですね、出展されております作品の展示などを行っているほか、展示の希望があった場合には、内容等を確認した上で一定期間展示を行うなど、主に展示スペースということで活用しているところでございます。

公民館が地域住民の交流の場、それから憩いの場として日常的に広くご利用いただくために、ふらっと立ち寄っていただければ、談笑ができ、地域の人や情報とつながる交流できるスペースとして、1階フロア、ロビー部分が活用いただけるよう、環境の整備等につ

いても調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

今、ご答弁の中に、ふらっと立ち寄って談笑できる場にもということをおっしゃって、とてもありがたいと思います。

私、先日、貝塚の公民館 3 館を見に行きましたが、広いロビーに机と椅子が固めて何か所か置いてあって、気軽に借りてきた本をそこで読んだり、自由勉強したり、たまり場としておしゃべりしたりしていました。

私は、職員の方に、悪さをされないんですかと聞きますと、初めは中学生が来てソファーに寝そべったりしたので、ソファーを椅子に変えた。そして、話を聞いてあげるうちに、今はそんなことはないですよとおっしゃいました。山手公民館にはピアノもありました。広いロビーに、クラブ活動を紹介したり、俳句などの作品を展示したり、お誘いのアピールや募集をしていました。このようにたくさんの人に来てもらう手だてなどの工夫ができるかと思います。

今、文化会館は、文化祭の展示スペース、それから個人の絵の展覧会、展示のスペースとなって、それはそれでいいと思います。で、それが済んだら、そういう椅子を置いてもらって、ちょっと談笑できるようなスペースにしていだけたらありがたいなと思っております。

次の質問に移ります。そのためにも正規職員の複数をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

現在、公民館に配置している正職の人数につきましては、限られているところでございますが、庁舎内の生涯学習系の職員と連携しながら日々取り組んでいるところでございます。

今後、文化会館全体の活性化に向け、新たに事業の展開や体制の強化が具体的になった際には、その内容や業務量を精査した上で、必要に応じて人事部局とも協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

今、お一人ですね。で、何かを企画したり、社会活動、社会教育活動のサポートをしたりするにも、複数だったら身近に相談しながらできると思います。公民館としての役割を果たせるよう活動の活性化のためにも職員の複数配置をよろしくお願いいたします。ご答弁ありがとうございます。

次の質問に入ります。ごみ処理についてです。

2月6日、大阪府環境影響評価審査会が開かれました。忠岡での産廃処理事業、忠岡地域エネルギーセンター等整備運営事業の環境アセスメントの方法書の検討結果が公表されました。

それに先立ち、多くの住民、科学者、専門家などが方法書に対して、240件を超える意見が大阪府と事業所に上げられました。忠岡町長、岸和田市長、和泉市長からも環境保全の見地から意見が寄せられました。

そこで、忠岡町長の意見については皆さんご承知のとおりと思いますが、岸和田市長の意見は、地域住民の理解という点で、当該施設は公共インフラとしての役割も担うことから、施設建設に当たっては地域住民の理解と同意が非常に重要である。事業者は、環境影響評価において、より丁寧に説明責任を果たすとともに、地域住民から理解が得られる取組を進めることと述べておられます。

また、泉大津市長は、大気への影響について、焼却施設の処理計画量は現行の約17倍の増加が見込まれているため、悪臭や大気質の悪化を含む地域環境への影響が懸念される。大阪湾からの海風の影響を受けやすく、大気環境への負荷が広域的に及ぶ可能性があることから、泉大津市域への影響も十分に評価する必要があると述べておられます。

また、両市長とも、大阪湾の水質及び生態系への影響、災害時の対応についても意見を述べられています。

こうした数多くの意見が出されたことで、和泉市の産廃炉のときと違い、大阪府の環境影響評価審査会が15項目の指摘事項を含む検討結果を発表し、知事に対しても十分に指導するよう求めています。

これを受けて2月25日、大阪府知事も事業者に対して、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理し、その能力を増大する計画について、施設の規模や焼却について複数の案を環境保全の見地から比較すること、市や町の長からの環境保全の見地からの意見についても勘案すること、住民意見が多数寄せられていることも鑑み、施設設置の必要性、施設の規模や焼却方式等、事業計画の根拠などについて、地域住民の理解が得られるよう、丁寧かつ十分な説明を行うことと述べておられます。知事も、住民の声を聞いて理解を求めると、環境への影響が懸念されることを述べておられます。

そこで、町長にお尋ねします。町長は広域化を努力していきたいとおっしゃっています

が、これらの意見についてどうお考えでしょうか、ご答弁よろしく申し上げます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備運営事業環境影響評価方法書に対し、岸和田市長及び泉大津市長が大阪府知事に対し意見を出されました。それぞれの市における社会的状況や生活環境、自然環境などを基に、環境保全の見地から意見を提出されておられます。

この意見に関し、どう思われるかというご質問であります。施設建設に当たっては、地域住民への理解と同意が非常に重要である。悪臭や大気への悪化を含む地域環境への影響が懸念されるなどの両市長のご意見及び本町意見も加えた市町村長意見を踏まえて、議員お示しの令和8年2月25日に大阪府知事の意見が発出されております。

事業者においては、この知事意見を踏まえてしっかりと環境影響評価を行っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

ご答弁ありがとうございます。知事もおっしゃってるように、住民の声をやっぱりしっかり聞いていただきたいと思います。

次に移ります。地域の高齢化についてです。全国どこでも高齢化が進んできております。商店街がシャッター通りになり、高齢者を中心に買物に不自由する買物弱者が増えていくことが社会問題となりつつあります。ある地域では、空き店舗の広場で買物の不便さを補うため、野菜やお米などの食料品を販売する市を開催したり、個人事業主と地域のスーパーが契約した移動スーパー利用などが少しずつ取り組まれています。

移動手段を持たないお年寄りは、ちょっとした食料などの買物や電気製品の修理1つにしても、年々困難になってきています。本町でもお1人になられて、家を売り、スーパーアプロ上のマンションに引っ越した方が数名おられ、マンションの下が冷蔵庫だから便利だと言っておられました。それくらい高齢者にとっては買物に便利かどうかは住まいの条件になります。

また、私は北区、海のほうに住んでいますが、そこの住民が、今は何とか自転車に乗れるが、これからはどうなるか不安だ。また、車の免許を返納したので買物に不安がある。行きは福祉バスを使って行くが、帰りは駅前からタクシーを使っている。取りあえず今は歩けるので、コンビニで野菜や肉を買っている。そういう方も、帰りは荷物が重たくて大

変だと言っておられます。

忠岡町でも高齢化率が約29%となり、高齢者への支援がますます必要になってきています。実際、社協が取り組んでいる独り暮らしの方への買物支援サービス、これがありますが、福祉サービスの情報がまだまだ住民には届いていません。

そこで、質問です。細長い本町ですが、中心から離れたところに住んでいる方の買物弱者がおられる実態はつかんでおられるでしょうか。担当部長、お願いいたします。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

高齢のため買物が困難となっている方につきましては、人数等は把握しておりませんが、議員お示しのように、長い距離を歩けない、重い荷物が持てないといった心身の状況によるもののほか、スーパーなどの店舗の撤退により買物ができる場所が近くからなくなってしまったことによるなど、様々な理由から日頃の買物に不都合が生じているということで認識はしております。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

社協の買物支援サービスを利用しておられる方が1か月に10人ぐらいおられるということで、この買物支援サービスはとてもありがたいと思います。あらゆる機会に住民の皆さんへの制度の周知が必要かなと私も思っております。

次の質問です。近隣市では動くスーパーなども利用されているようですが、買物弱者に対して町はほかにどんなことを考えておられるのでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

高齢化の進展や商業環境の変化によりまして、日常の買物に不便を感じる高齢者が増加している状況は、本町においても認識しております。

現在、本町では福祉バスを運行し、買物支援の1つとして活用いただいているほか、議員お示しのように、社会福祉協議会において買物支援事業が実施されており、令和6年度では延べ122名の方がご利用されているところでございます。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

現在、第5次地域福祉計画策定に向けて審議されているとお聞きしましたので、ぜひこういう買物弱者の問題なんかもそこに反映させてくださるよう、よろしくお願いします。買物が単なる買物にとどまらず、栄養摂取や生きがい、まちづくりにつながっていくと思うので、ぜひ検討していただきたいと思い、終わりにします。ご答弁ありがとうございました。

次の質問です。ファミリーサポートセンター事業について。

ファミリーサポートセンター事業は、地域において子どもの預かり援助を受けたい者、依頼会員と、援助を行いたい者、協力会員から成る会員組織です。各市町村に設置され、アドバイザーが依頼会員と協力会員のマッチングをして、会員間で相互援助を行うもので、協力会員は有償ボランティアで1回700円とのことです。本町では6月からスタートの予定だそうです。保育園や塾への送り迎え、冠婚葬祭などに対して多様なニーズに応えるという点では意義はあると思いますが、本来なら専門性を持った保育士が担うべき保育の事業を、資格がなくても研修を受けただけで担えるところに問題があるようにも思います。公の事業である以上、最低でも安全性の確保が必要だと思います。

質問に移ります。事前研修の内容とはどんなカリキュラムで、協力会員の申出はありますか。担当部長、お願いします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

講習会の内容につきましては、子どもを安全に預かっていただくために、国が実施要項等で推奨している内容を参考に、2月10日と24日の2日間で合計10時間の講習を開催させていただいたところでございます。

講習内容につきましては、全体で7項目を設定し、初めにファミリーサポートの仕組みを説明。2つ目としまして、子どもの発達と保育者の関わりについて。3つ目は、救急救命についてを実施して、1日目は終了となりました。

2日目につきましては、4つ目としまして、子どもの病気、安全と事故予防について。5つ目に子どもの接し方、遊び方。6つ目に子どもの栄養と食生活、食物アレルギーの理解。最後、7つ目としまして、児童虐待と子どもへのダメージ、そういったものを盛り込んだ講習内容となっております。

今回受講された協力会員につきましては14名いらっしゃいましたので、よろしくお願いいたします。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

3か月の赤ちゃんから小学6年生まで預かるということですが、依頼会員、6月スタートということなので、ちょっとまだ不明かとも思いますが、依頼会員も参加されたんでしょうか。おられますか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

今回につきましては、依頼会員の受講者は2名おられました。依頼会員につきましては、先ほど申し上げた7項目全てを受講する必要はございませんで、1つ目のファミリーサポートの仕組みのみの受講講習で終了となっております。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

次の質問ですが、協力会員は子どもの命を預かる責任があると思いますが、安全面についてはどうお考えでしょうか。担当部長、お願いします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

子どもの安全を守ることを第一に考え、子どもの特性や月齢、年齢別に見る子どもの事故の発生状況、応急手当の方法などについて分かりやすく記載されたマニュアル本を配布し、受講に当たっていただいております。

また、実際に利用される場合は、依頼会員と協力会員の登録時の情報収集や活動状況を見極め、アドバイザーが適切なマッチングに努めることが子どもの安全につながると考え

ておりますので、よろしくお願いいたします。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

既にやっている他市のところがたくさんあるかと思いますが、そういう他市の教訓、特に安全面について調査されたのでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

この事業を立ち上げるに当たり、幾つかの自治体を訪問させていただいたところでございます。ある自治体では、安全対策としまして、活動中に安全チェックリストを用いて確認を行うことや、自転車での送迎については安全面からやめているなどと貴重なご意見を頂いたところでございますので、本町においてもそれらのことを参考にさせていただこうと考えております。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

調査報告の中でも 1 歳未満とか 2 歳未満の幼児の事故が多いということは出ております。心配することはないかとも思いますが、子どもというのは動くのが当たり前ですから、細心の注意が必要だと思います。

次の質問に移ります。この事業はニーズもあり、始められたと思いますが、事業の周知や会員確保のための工夫はどういうふうにされるのでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

会員の確保につきましては、先ほど申し上げましたが、講習会の実施が不可欠であります。講習会については、本町だけでは年に 1 回程度しか開催できないことから、受講機

会を増やすため、泉大津市と高石市の2市1町で連携を図り、2市1町の住民であればどこで受講しても受講資格が得られるよう、令和8年度以降については講習会の機会確保を整えたところでございます。

また、さらなる会員増加につながるような周知等についても、引き続き努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

最後の質問です。起きてほしくないけど、依頼会員と協力会員の両者にトラブルが起きたり、事故が発生したりした場合はどう解決されますか。よろしく、担当部長、お願いします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

会員間のトラブルや事故につきましては、原則的には当事者間による解決が求められておるところでございます。センターとしましては、先ほども申し上げましたけども、トラブルや事故につながらないようなマッチングを心がけてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

保険にも入るということですけど、子どもの命を預かる公の事業なので、安全性を絶対確保していただくことを願い、私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、高迫照子議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次に、森野良一議員の発言を許します。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

森野良一でございます。ただいま、議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。

では、今回は資源ごみ及び粗大ごみなどの持ち去り行為に関して幾つか質問をさせていただきます。

近年、資源ごみであるアルミ缶、紙類、金属などの価格高騰に伴い、全国で資源ごみや粗大ごみの持ち去り行為が多発しています。本町においても、資源ごみの回収日に庭先に出されたごみ袋からアルミ缶だけを選び、持ち去る行為が見受けられます。

まずは、この持ち去り行為について、町民からの通報や苦情などの有無について伺います。ご答弁よろしく願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

資源ごみの持ち去り行為に係る相談は、年間数件程度頂いておりまして、令和7年度におきましては4件の相談がございました。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。では、その通報や苦情などに対して、現時点で本町はどのような対応を行っているのか、お教えてください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

現時点におきまして、本町では取締り等を規定した条例がないことから、個別事例に対して取締り等の対応を行っていないのが現状でございます。通報者が直接注意を行った結果、逆上されたといった事例もあることから、トラブルになる可能性も考えられるため、警察へ相談するようにお伝えした事例もございます。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。今、頂きましたご答弁について、2点質問をいたします。まず1点目は、警察へ相談するようにお伝えした事例もあるというご答弁でありましたが、ということは、本町においてもごみの持ち去り行為は犯罪行為であるという認識でよろしいのですね。

2点目は、今のご答弁で、住民に対し警察に相談するように伝えるということは、原課は庭先に出した資源ごみや粗大ごみの所有権は住民にあるという認識なのでしょうか。アルミ缶などの資源ごみについては、売払い後は本町の収入となり、粗大ごみについては、住民は先に本町に料金を納め、庭先に出している。どちらも本町の所有物ではないのでしょうか。本町の所有物として本町が対応しなければならないのではないのでしょうか。

以上2点、本町の認識を確認いたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

ご質問いただきました1つ目でございますが、当該事例では、通報者が直接注意を行った結果、逆上されたといった内容であったことから、トラブルに発展する前に警察へ相談するようお伝えしたものでございます。

続いて、2つ目でございますが、ごみの所有・占有につきましては、判例により判断が分かれておりまして、出されたごみは排出者か行政いずれかの所有・占有にあるということのみを示したものと、行政によって回収するまでは住民の所有・占有にあり、回収後はその所有権が行政に移転、承継されとした判例がございます。

いずれにいたしましても、排出者と行政以外の第三者の所有物、占有物ではないことは明らかであり、持ち去り行為自体は違法であると認識しております。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。こういうことは、いつまでも曖昧にしているから持ち

去り行為が横行するのではないのでしょうか。アルミ缶においては、庭先にてごみ袋を開けられ、ガラガラと音を立てて必要なアルミ缶だけを持ち去る行為が怖いとの声があるほか、資源ごみとして回収されるアルミ缶や紙類の売却代金は、本町のみならず自治会の貴重な収入源でもあります。また、粗大ごみの持ち去りについては、金属などの必要な部分だけを取り除き、不要な部分を不法投棄する悪質なケースが全国で確認され、対策に迫られています。

ここ数年、全国の自治体で資源ごみなどの持ち去り禁止条例が制定されており、大阪府においても数多くの基礎自治体がこの条例を制定しています。私は、本町においても資源ごみや粗大ごみなどの持ち去り禁止条例の制定が必要であると考えますが、本町はどのように考えていますでしょうか、ご答弁よろしく願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議員ご指摘のとおり、近隣市においても条例制定した事例があることから、本町といたしましても、持ち去り行為に対しては毅然とした対応が必要であると認識をしております。

条例制定につきましては、現実問題としてどのように取締りを行っていくのかについてもしっかりと検討を行わないことには実効性のないものとなってしまいますので、その辺りを含めて条例制定の可能性について調査研究をしてまいりたいと考えております。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。先日も、木曜日の缶・瓶の収集日に、アルミ缶を集めている方が見守り隊の方を突き飛ばし、警察が出動するという事案がありました。この条例制定は、忠岡町だけの問題ではないんです。持ち去り行為が犯罪行為であるということをはっきりさせることで、住民とのトラブルや不法投棄などを防ぐことになります。

条例の内容についても、何か忠岡だけ特別な条例を制定しようというわけではありません。条例制定の可能性を調査研究していくなどというご答弁ではなく、まずは早期に条例制定を目指すのご答弁いただきたいと思います。いかがでしょうか。ご答弁よろしく願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

先ほどの答弁と重複いたしますが、条例の制定により抑止効果があるものの持ち去り行為がなくなるものではなく、現実問題としてどのように取締りを行っていくかについてもしっかりと検討を行わないことには、実効性のないものとなってしまいます。規制条例の制定に当たっては、条例構成を検討するだけでなく、現実的な規制手法を考える必要がございます。

他市事例におきましては、パトロールに取り組んだ後に持ち去り行為を取り締まる条例制定を行い、条例制定後は警察の協力の下、取締りを実施することで効果を上げた事例もございます。

そうした現実的な取締り手法について先進事例を基に研究を行うとともに、条例制定の可能性について調査研究のほうをしてまいりたいと思います。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。大阪広域水道企業団からの申入れについて、是枝町長に質問をいたします。

先日の2月4日、水曜日、町議会議員が招集され、突如、大阪広域水道企業団より施設整備の見直しと料金改定案が示されました。もちろん町議会は受け入れがたい旨を企業団へ伝えたが、しかし、その場に町長の姿はなく、町長は事前に知らされていたとの説明を受けました。さらに、町議会が水道企業団の提案を聞き、意見を述べている間、町長は隣の議長室のモニターを通して、私たち町議会議員の意見の様子を見ていたそうですが、私たちは町長自身から町長の考えを聞いていません。

今、この場で町長の考えを町議会、そして町民の皆さんと事業者の皆さんに説明していただきたい。どうぞよろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

私の考えという意見を聞きたいということでございますので、私といたしましては、1月6日に水道企業団から忠岡町に示された施設整備案と料金改定の提案は、とても受け入れられるものではありません。

当初、企業団から示された内容は、統合案に沿った施設整備では、令和11年度に31%の料金改定、忠岡町が出資をすれば22%。令和34年度まで工事をしない場合でも14%の料金改定というもので、統合時の統合案では、料金改定は令和17年度に9%の料金改定であり、令和4年のときには、令和18年度に1年、それを遅らせることができると企業団からの報告がありましたので、今回の水道企業団からの提案は、料金改定時の大幅な前倒しであり、改定率も大幅値上げであります。

南海トラフ巨大地震が起こることが想定されていますので、本町では給水ポンプ車も購入したところです。配水池の耐震化工事と施設整備は必要でありますので、国の補助を受けて工事がされるようにすること、物価高騰で住民の暮らしと事業者の経営が大変な中、このような大幅な料金改定は承服できないため、町といたしましても住民負担増を抑制するために、企業団に対し、統合案に沿った事業内容に戻し、事業費の抑制と企業努力で料金改定率を低く抑えることを求めてまいりました。

先日、水道企業団のほうからは、事業費を抑える見直し案と、それに伴い当初よりは低くなりましたが、18%という料金改定率の提案があり、町が出資をすれば15%ということではありますが、まだ高い改定率であります。

町といたしましても、町民負担増を抑えるために引き続き対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。また、町といたしましても、議会と共に対応してまいりたいと考えておりますので、議会議員の皆様もどうぞよろしくお願いをいたします。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。統合案どおりの更新工事を行い、事業費の拡大に伴う料金改定は承服できないということ、そして我々議会と共に対応したいということですね。しかしながら、もしこの議案が次年度の7月までに水道企業団以外に提出されることとなれば、今年度、水道団議会での議席を持たない我々忠岡町議会では、意見陳述しかできないんですよ。正式に反対の意思表示ができるのは、先んじて協議される首長会議だけです。

では、ここからはその首長会議について伺います。令和8年1月15日に行われた大阪広域水道企業団首長会議の議事録を見ますと、町長は既にこの料金改定の申入れを承

知していたと思われますが、2月4日の町議会への説明が行われるまでの間、首長会議を含めどのような話し合いを行ったのか、ご説明ください。お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

2月4日、議会説明までの話合いのご説明をお答えいたします。

町長説明がありましたのは1月9日であります。説明を受けた際、私は企業団に対し、主に3つのことを求めました。1つは、料金改定の大きな部分は事業費であり、統合案にはなかったポンプ棟の新築はせずに、統合案どおりに補修工事にするなど事業費の見直しをすること。

2つ目には、企業団が令和2年に岸和田市の赤山配水場から忠岡町に自然流下させる北出配水場を廃止する最適配置案を検討されたため、忠岡町の工事が遅れ、統合案どおりに令和5年度までに施設整備を行っていれば、このような大幅な料金改定にはなっていなかったことから、忠岡町と住民には責任がないので、大阪広域水道企業団のほうで資金不足分を持ってもらいたいこと。

3つ目が、企業団の忠岡水道会計の経費を見直すなどの企業努力などを求め、再度検討し直すことを求めました。

企業団からは、忠岡水道会計に資金を入れることはできないとのことでしたが、事業費の再検討はされるとのことでした。

令和10年度までに施設整備工事を完了しなければ、国の補助金が下りないというもので、この3月中にどの整備案にするか返事をしなければならぬということでした。こんな大事なことを1月に提案してきて、3月までに返事をというのは、審議する時間が短過ぎること。昨年7月には事業費が大幅に膨れるため大幅な料金改定になるということが判明したのに、忠岡町への具体的な説明は今年の1月6日でした。それも水道企業団と忠岡町との信頼関係を損ねるものであります。町といたしましては、整備案についての忠岡町での検討期間を保障するために、忠岡町からの返事を3月末ではなく延長することを求めています。

1月15日開催の議員お示しの水道企業団首長会議の議題は、大阪広域水道企業団議会の議員定数、議席配分の問題でありましたので、私はそこで統合案よりも大幅な前倒しの大幅な水道料金改定の問題を申し上げ、議席の配分がなかったから情報が遅かったことから、議員定数、議席配分の議論を再開すべきと申し上げました。

多くの首長の方に今回の忠岡町の料金改定の件を知っていただき、議席配分がなくとも企業団は早い段階で説明をし、情報共有すべきであったとのご意見が多数あり、理解を示

していただいたと思います。水道企業団のほうも反省をされ、忠岡町に対して丁寧な対応をされるお答えをされました。

以上が2月4日までの経緯であります。以上でございます。

7番（森野 良一議員）

町長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。私、1月15日の水道企業団首長会議の議事録を見ました。本町の料金改定については、町長が発言した「本町は企業団から突然、統合案とは別の施設整備の検討と財政収支悪化、そして大幅な料金値上げ時期の前倒しという説明を受けた。もっと早く知りたかった」などという記録だけで、議論がなされたような記録は見当たらないんです。

いずれにしても、町長、先ほどの答弁の中で言っておられた本町の統合案よりも大幅な前倒しの水道料金改定を多くの首長に知っていただき、もっと早い段階で情報共有すべきとの意見もあり、理解を示していただいたということですので、次回、本町の料金改定が議題に上がる首長会議においては、先ほど私にご答弁いただいた内容で、料金改定に了承できない旨の意思表示を行うということによろしいのですね。ご答弁お願いいたします。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

料金改定につきましては、大阪広域水道企業団の手続というものがございますので、その中でこちらの忠岡町の意見を申し上げていきたいというふうに考えております。その水道企業団の次の会議では、そのように対応もしてまいりたいというふうに考えております。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。町長、政治は結果が全てです。反対するだけなら誰にでもできますので、しっかりと結果を出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、そこで町長が首長会議にて本町の料金改定に了承できない旨の意思表示を行った際、首長の3分の2以上の賛同を得るために、現在、他の首長に対し町長はどのようなアプローチを行い、賛同を得る準備をしているのかを具体的にお示してください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

今回、大阪水道企業団からの当初の提案というところから、事業の見直し、様々な水道企業団への自身の努力を求めて、改定率を下げた、下がった提案が出てきたというところでございます。忠岡町の中でこれをどうするかということをきちんと議論もして、結論を持っていうところが非常に大事であるかというふうに思います。

水道企業団の中で、首長会議の中で出されていくという、例えば令和11年度の料金改定に向けてということでしたら、その令和9年度辺りからそのようなお話があるかと思います。で、今現在、まだ見直し案を提示されて、またさらにそこから料金の改定を抑えていくという努力を、交渉をしていくということが今必要であるかと思いますので、その努力のほうに全力を傾注してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

すみません、私が聞いたのは、現在、他の首長に対して町長はどのようなアプローチを行い、賛同を得る準備をしているのかというご質問なので、すみません、その点についてご答弁お願いします。

町長（是枝 綾子町長）

はい。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

他の首長さん方にアプローチをする前提として、忠岡町がどうなのかというところのそのやり取りですね。企業団とのやり取りがまだ固まっていないという、結論が固まっていないという状況でありますので、その結論をきちっと持った上で首長会議のほうに意見を、働きかけをしていくということが大事であるかと思いますので、今の現段階では首長の皆様に具体的なアプローチをしてはございません。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

町長、それでしたら、私たち町民の前だけ反対、反対と言ってるみたいなもので、何もしてないのと一緒に思うんです。先ほど町長の答弁にもありましたが、本町は過去にも一度、企業団から統合時に結んだ協定を破棄し、北出配水場を廃止する最適配置案が示された経緯があります。その際、令和4年当時の議員の皆さんの懸命な交渉の結果、当初の統合案どおり整備事業を行い、料金改定についても当初案より1年先送りの令和18年度にするという約束を取りまとめたと聞いています。

今回は統合交付金の期限が迫り、3月末までに返答を迫られておりますが、今、町民が求めているのは結果です。首長会議での対応、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。水道施設整備の見直し案について質問します。

このたび、施設整備について統合案以外に2つの案が記されているが、平成31年当時、本町は単独で北出配水場や管路の更新整備が困難だと判断し、広域水道企業団に統合したのではなかったのでしょうか。この更新整備を行わなければ、大阪広域水道企業団へ統合した理由がないのではないのでしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

本町が企業団に事業統合した主な理由は、工事を行う技術職員の確保が難しいことでありました。そのことから、ご質問の更新整備を行わなければ水道企業団に事業統合した意味がないということは、議員仰せのとおりであります。南海トラフ巨大地震も想定されておりますので、施設、管路の耐震化工事をはじめ、工事は必要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございます。更新工事の必要性については私も認識を同じくしているところです。しかし、1点、ポンプ棟の更新については、私の聞いているところでは、統合案で示されていた耐震化が不可能という耐震結果が出ているため、やむを得ず更新工事を行うことになったと聞いておりますが、その辺りはどう聞いておられますでしょうか、ご答弁よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

2月4日に水道企業団による議会説明があり、3月ですね、またその見直し案というものが出来たので、議員の皆様はそのポンプ棟の更新工事から改修工事になったという説明はお聞きいただいていると思います。

そのポンプ棟の、3月2日に議員皆様に水道企業団からの説明の中では、ポンプ棟は建て替えせず補修工事をするということで、その理由としては、ポンプそのものを、今現在地下にあるものを、それを水中というか地下でない形にするため、3階建てになるということで、耐震化がこれはできていないと、できないというところがあったということで、建て替えということがあったというふうに説明があったところであります。

しかし、今現在の現状の地下の水中の中のポンプという形をとれば、2階建ての建物ということで耐震性はあるということで、補修工事になるということで、建て替えしなくてもいいという、そういうご説明がございました。

ということで、そういった改定、そういう工事を変えれば、料金改定案が令和11年度からの場合、18%に、町の出資をすれば15%の改定率になるという説明がございました。そういったところからですね、そういう説明は皆様もお聞きになっていらっしゃるかと思います。私もそういう認識でございます。

以上でございます。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございます。3月12日にも、また水道企業団が再度説明に来ますので、その辺りもまた私も確認したいと思います。

では、最後に水道料金改定案について質問します。現在のところ、どの口径、どの料金帯が幾ら値上がりするなどの詳しい説明はありませんでしたが、令和11年に2割から3割以上の水道料金の引上げなどというむちゃな料金改定案を町長は受け入れるつもりではないでしょうね。最後にもう一度確認させてください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

私もこの物価高騰の折、2割から3割という水道料金の引上げは、到底認められません。水道料金の改定率を抑制するために、水道企業団に最後まで努力を求め、町としても努力をしてまいりたいと考えております。

先ほど、ポンプ棟を更新しなければ料金改定は18%、町が出資すれば15%という、そういったところまで引下げの案が出てきたということでもありますので、引き続き水道企業団に企業努力も求めて、さらなる引下げですね、改定率を抑制していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございます。町長には、しっかりと他市の首長の賛同へ、住民の暮らしを守る行動をとっていただきますよう、お願いいたします。

では、最後の質問に移ります。令和8年度施政方針について、時間の都合上、地域エネルギーセンター及び国民健康保険料、そして物価高騰対策に絞り、是枝町長が町長選挙で掲げた公約と照らし合わせて質問を行います。

まずは、地域エネルギーセンターについて伺います。施政方針では、環境保全の面から広域連携の可能性についても調査してまいりますと記載している一方、現在は新たな廃棄物処理施設である（仮称）地域エネルギーセンターの設計及び許認可の取得などを進めており、安全かつ安定的な稼働を目指して引き続き事業者と協議を進めてまいりますとあります。

これが是枝町長の施政方針なのでしょうか。このようないいかげんな方針で町政運営を進めていかれるつもりなののでしょうか。是枝町長の選挙公約、すなわち町民との約束の1丁目1番地は、この地域エネルギーセンターの白紙撤回のはず。私はこの約1年間、この地域エネルギーセンターについての質問を繰り返し行いながら、町長の答弁を聞いていましたが、町長の口から公約どおり白紙撤回するとは一度も聞いたことがありません。令和8年度もこんないいかげんな施政方針でずるずる引っ張ろうと考えているのかもしれませんが、白紙撤回する考えがあるのなら、次年度に向けて今この場で広域処理の具体的な案と白紙撤回の用意があるのか、ご答弁ください。お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

地域エネルギーセンターにつきましては、施政方針の冒頭で述べましたように、ごみ処理についての広域処理の可能性を調査していくことに変わりはありません。本町の条例で公民連携事業の協定書を議決しているため、その廃止または変更の際は議会の議決が必要であるという条例でございます。現在、協定書の締結中のため、事業を止めることには至っておりませんが、事業者の責任において許認可の取得が現在進められているところでございます。

私といたしましては、この1年の間にごみ処理の方向性をお示ししたいと考えております。そのためには、今後、広域処理の可能性の調査をより深く行っていきたいと考えておりますので、議員皆様方のご理解とご協力が必要になるかと思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございます。町長、私はそれがちょっといいかげんな方針だとずっと言ってきたんですけども、具体的な広域処理の交渉も進捗もないまま、ずるずる時間だけが過ぎていく。こんな形で町民をだまし続けていいのですか。

町長は、先ほどのご答弁の中にもありましたけれども、1年以内にごみ処理の方向性を示すとおっしゃられておりましたけども、その考えについてお変わりはないのでしょうか、ご答弁願います。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

この1年で方向性を指し示していくということに変わりはありません。より深く広域処理の相手の自治体とか一部事務組合のほうに具体的に調査を、よりこれまでの調査とは違う調査も行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

町長、もし1年以内に方向性が示されなかった場合、最終的にどのように責任を取られるのでしょうか、ご答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

今後の取組状況、まだ結果が出ておりませんので、不確定な部分につきましての答弁は控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ぜひともね、しっかりと方向性を示していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、国民健康保険料について質問を行います。国保につきまして施政方針中では、大阪府で1つの国保として安定した財政運営が図られていると、たった2行で記載されております。

そのとおりです。国も府も社会保険料が国民生活の負担となっていることは重々承知しており、そのために国会では社会保険料の負担軽減の議論が本格的に行われようとしています。残念ながら大阪府の次年度の国保料は値上がりすることとなりましたが、是枝町長が行った町民への約束は、この高い国保料の値下げですよ。施政方針に記載がないということは、ご自身が掲げられた選挙公約について取り組むつもりがないということでしょうか、ご答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

国民健康保険料につきましては、全国的には統一保険料を実施していない団体、都道府県が大多数である中、大阪府は全国でも先駆けて統一保険料を実施しております。私は、一般会計からの繰入れをさせない統一保険料実施には反対であります。しかし、大阪府が統一保険料達成による特別交付金15億円を受け取っているため、忠岡町が一般会計から

繰り入れて保険料を引き下げると、この交付金が減額され、保険料の抑制のために活用できなくなることが、他の市町村に与える影響があるということを鑑み、現段階では忠岡町独自の保険料引下げは行っておらないところでございます。

国保料引下げの努力を大阪府にも忠岡町は本町といたしましても求めていますし、国に向けても他の市町村とですね、大阪府の町村会と共に要望を行っているところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

町長（是枝 綾子町長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。町長。でもそれは選挙前から分かっていたことなんで、町民の皆さんとの約束を果たせない理由にはならないと思います。この質問につきましては、他の議員さんも質問を予定されていますので、次の質問に移らせていただきます。

物価高騰対策について伺います。施政方針中の物価高騰対策につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しての水道基本料金の減免、そして施政方針には記載はありませんが、同じく交付金を活用しての商品券の配布のみの予定となっています。

実は、去年の町長選の際、多くの町民の皆さんの関心は物価高騰対策にありました。町長は、ため込んだ財政調整基金 20 億円を活用し物価高騰対策に充てるなどと、できるわけもないを言い、選挙戦を戦いました。そして、当選後は町民との約束など全く知らん顔をしています。町長にとって施政方針や町民との約束とは何なののでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

物価高騰対策につきましては、国のほうからの物価高騰対応地方創生臨時交付金がこの時期に来ましたので、これを活用し、1 人 5,000 円の地域商品券、エコ家電購入費補助、水道料金の基本料金の減免の半年間の延長、そして学校給食費無償化の施策を行ってまいりたいと考えております。

町独自の物価高騰対策につきましては、今後の状況を見まして判断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ちょっとすみません、私が聞いているのは、町長にとって施政方針や町民との約束は何かということなので、その点についてお答えいただきたいんですけども、お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

選挙公約は実現させていきたいというふうに考えております。そして、この新年度の施政方針の中で触れられていないからといって、その公約をしないということではございません。任期は4年間ありますので、4年間の間に一つ一つ実行できるようにというふうに努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。町長は、地域エネルギーセンターを白紙撤回し、大規模な物価高騰対策を実行し、国民健康保険料を引き下げ、介護保険料を引き下げ、水道料金を引き下げ、下水道料金を引き下げる約束を実行していません。それどころか、現時点で水道料金と国民健康保険料は値上げの方向に進んでしまっている。

私は、町民との約束をほごにする是枝町長を認めません。できないのであれば、このまま時間だけが過ぎ、取り返しのつかなくなる前に、再度町民の皆さんに真意を問うていただきたいと考えますが、いかがお考えですか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

1年まだ経過をしておりますが、1年近くということで、今後そういった公約を実現するためにと努力してまいりますということで申し上げてございますので、これから地域エネルギーセンターの問題についても、広域処理をこの1年で方向性を示していくという

ことも申し上げてございます。

また、物価高騰対策についても、国からの交付金というものが来ましたので、それを活用して、これは期間がですね、やはり半年とか1年ということですので、その先の物価高騰はまだ1年、半年では収まらないと思いますので、そういったその先のところの分についても見極めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

町長が掲げた公約なので、時間をかけてというんじゃなくて、町長は今すぐというふう
に選挙公約でうたわれてたと思いますので、それを目指して一日でも早く達成できるよう
にお願いいたします。

質問は以上です。本日はありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、森野議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、これより暫時休憩といたします。

再開は午後1時、13時からの再開といたします。

（「午前11時21分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

11 番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11 番（二家本 英生議員）

11 番、日本共産党、二家本英生です。通告に従い一般質問を行います。

最初に、持続可能なまちづくりの推進について質問いたします。

今年度、忠岡町第6次総合計画の中間見直しのための審議会が行われており、あさって

11日には最終の審議会が開かれる予定となっています。今回の審議会で出された意見の

中で、20年間で忠岡町の何が変わったのか、どのような成果が出ているのか、具体的な変化や効果が見えにくく、どこに焦点を当てて施策を展開したのかが分かりにくいといった、将来像が見えてこないと思える意見がありました。

令和8年度の施政方針では、総合計画の見直しについては、計画期間中の施策の進捗状況や社会動向を踏まえ、将来の着実な実現と持続可能なまちづくりの推進に向けて、これまでの施策、事業の成果を検証した上で、時代や社会の潮流に沿った見直し強化を行ったと示されていました。

また、持続可能なまちづくりとして、限られた財源を最大限に活用ともありますが、限られた財源ということではなく、財源を増やしていこうということが何よりも重要だと思います。財源を増やす施策を今後どのように展開するかについて、2つの面から質問を行います。

まず最初に、人口減少対策について質問いたします。日本全体の課題である少子化問題では、先月26日、2025年の出生数の速報値で70万5,809人と発表されました。統計開始後、最少人数を更新しました。全国的な自然減の中、各自治体が独自財源で人口減少対策に取り組み、社会増減をプラスにできる取組を行ってきています。

忠岡町の現状という、令和2年から7年の6年間で1,052人減の6.2%減となっています。特に0歳から14歳までは18%減と大きく減少しています。子育て世帯である後、生産人口である15歳から39歳までは7.2%減となり、子育て世帯の人口減少が目立ちます。

また、出生数については令和4年、5年、7年は年間100人を割っています。忠岡町では人口減少対策として、令和8年度の実績を含めた現状についてどのような対策を行っているのでしょうか、答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花町長公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

町の将来像の着実な実現と持続可能なまちづくりの推進のためには、限られた財源を最大限に活用することが重要であり、特に自主財源の確保、増加が町の発展を支える基盤となるものと認識しております。

人口減少は地域経済の縮小のみならず、自主財源の減少にも直結する大きな課題と認識していることから、人口流出を防ぐ、また移住を促すために、就学前施設の給食無償化や0歳から2歳児の第2子保育料無償化などの子育て支援施策の充実を図っているところでございます。

そのほか、町の魅力発信など、まだまだできていないこともございますが、様々な施策

を展開することで人口減少への歯止めをかけるとともに、地域経済の活性化や税収増加、さらには自主財源の確保増加につなげてまいりたいと考えております。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

子育て世代の施策だけではなく、町の魅力発信ということもありますけど、このことについては大体どこの自治体も行っております。で、なかなかやっぱり自分たちの人口を増やすっていう、そういったことがなかなかうまくいってないところも確かに事実であります。施政方針の中でも、子育て世帯の転入、定住促進を図るための施策が、先ほども答弁で示されていましたが、他市町にはない、さらなる独自の子育て支援が必要かと思えます。今後の施策についてはどのような展開をお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

さらなる施策ということでございますけれども、人口減少に歯止めをかけるために、まず魅力あるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えています。その中で重点課題として、子育て世帯にかかる施策についても検討をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

魅力発信というか人口減少対策として子育て世代が忠岡町のほうに定住していただく、そういったことも、近隣もそういう施策をして、いろいろな施策を打っています。忠岡町はやっぱりコンパクトで住みやすい町ということもありますので、そういった魅力をどんどん伝えていってもらって、あと交通の便もいいところありますので、そういった魅力をどんどん伝えていってもらって、子育て世帯の定住につなげていってもらいたいなと思っています。

最後に町長にお伺いいたします。人口の減少、少子化対策として、町長としてどのよう

な施策の展開をお考えでしょうか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議員仰せのとおり少子化というところが忠岡町もございますので、子育てがしやすい町というところ、そこを重点的に施策を展開していくということが必要であろうかと思えます。

先ほど答弁ありましたが、あと子育て支援だけでなく、やっぱり住むところとか働くところ、そういったところも併せて一緒に取り組んでいくということが大切であろうかと思えます。選んでいただける、また忠岡町で育った子どもたちがずっと忠岡に住んでもらえる、そういったことも大切であろうかと思えます。そういったことで人口を減らさない、増やしていくということを進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

ありがとうございます。やっぱり人口が増えることが、忠岡町にとって一番いいことなので。あと子どもたちが活発に遊んでいる姿を見ると、忠岡町、繁栄しているなという思いにもなりますので、その辺りも私も含めて頑張っていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

続いて、先ほど町長のほうから答弁いただいた働きやすい環境ということで、法人税の税収増について質問を行いたいと思えます。忠岡町の町民法人税については、過去のデータを見ると、年度の差はあるものの、毎年1億円から2億円の間で推移しています。

産業活性化の施策として、駅周辺の新規開業者に対し、初期費用の補助金制度、中小企業への利子補給制度、イメージアップ推進事業などがありますが、他地域からの企業参入について効果が出ていないように思われます。

地方自治体にとって法人税は大事な収入源であり、増やすための施策の検討も重要であります。企業誘致の施策について現状をお示してください。担当部長より答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町は日本一小さな町で、全域が市街化されており、住宅が建ち並び、ほぼまとまった土地柄、現状からは企業誘致は非常に難しいものと考えております。将来的な話ではございますが、本町の新浜にございます貯木場を埋め立て、利活用に向けた検討会を大阪府、岸和田市、忠岡町、一般社団法人木材コンビナート協会と協力し、令和3年3月に木材コンビナートの利活用検討会を立ち上げ、現在埋め立ての実現に向けた、定期的に会議を行っております。計画の実現に向け、関係機関と協力しながら努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

現状、土地の確保ができないから企業誘致は難しく、将来的には木材コンビナートの公有水面の埋立計画があり、埋立地の利活用を検討しているとのことですが、木材コンビナートの埋立てについては、まだ環境アセスメントの配慮書の段階であります。一部報道によりますと、25年度から26年度にかけて、規模や施行方法の検討が進められるとのことですが、完成予定年度は発表されていない状況です。さすがにそれまで対策をしないということはないと思いますが、企業誘致は地域での雇用創出や若者の定着、税収アップに即効性がある取組です。

忠岡町の条例には忠岡町商工業振興対策審議会条例があります。この条例の目的は、忠岡町における地域の商工業振興対策及び地域産業の発展並びに地域雇用拡大に資するためとあり、審議する場もありますが、ここ数年開催されたことはないと思います。また、地元企業や商工会、住民とともにワークショップなどを開催して、知恵を出し合う必要もあります。地域産業の発展に向けて審議の場になるので、会議の開催の検討をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。担当部長より答弁をお願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員のご指摘いただきました忠岡町商工業振興対策審議会は、先ほど議員が説明していただきましたとおり、地域の商工業振興対策及び地域産業の発展並びに地域の雇用拡大に

資するために設置されておる審議会でございます。この審議会の開催も念頭に置いて忠岡町の商工振興対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

1 1 番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

1 1 番（二家本 英生議員）

忠岡町には地域振興のそういった条例もありますので、そういった場でもきちんと将来に向けての課題解決のために審議会の開催等をよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。公共施設の更新改修工事の計画について質問をします。

令和6年3月に作成された公共施設等総合管理計画では、今後、公共施設の老朽化が進行することから、安全に利用し続けるための大規模改修や更新が必要となり、その費用として40年間で約394億円、1年換算9.9億円と試算されています。また、基本方針では、施設保有量の適正化として、少子高齢化の進行による利用需要の変化などを鑑み、公共建築物の統廃合や集合複合化、集約化、施設規模の縮小を検討とあります。また、当面は現状を維持しつつ、適正な維持管理を図るとありますが、計画作成時点で除去する施設については記載はあるものの、今後どの施設を統廃合や複合化、集約化、規模縮小などの具体的な計画策定には至っていません。今後、施設の統廃合などを含めた具体的な計画の検討、お考えをお聞かせください。担当部長より答弁をお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町は町域が狭くコンパクトな町であることから、もともと必要最低限の公共施設しか保持してこなかった経緯があり、その中でも時代の変化や状況に応じて幼稚園と保育所を統廃合するなど、公共施設のスリム化を図ってまいりました。現在は地域の実態に即した必要最低限の施設のみが残っている状況であるため、現時点でのさらなる統廃合は困難であると認識しております。

一方で、今後の人口減少にも注視しつつ、将来的に施設の見直しや統廃合の必要性が生じた際には、慎重かつ計画的に検討を進め、十分な調査と住民の皆様のご意見などを踏まえた対応を心がけてまいりたいと考えています。

今後も地域の実情に応じて柔軟に対応し、住民の皆様の安全安心な暮らしを支える公共施設の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

なかなか公共施設の集約化というのも、忠岡町は狭い町でありますので、結構スリム化されてきています。その中で、今後人口減少に伴っての見直し、あと調査もしていただき、あと一番大事なのは住民の意見を聞くということなので、そういうことも踏まえながら、今後具体的な計画を策定していただきたいと思います。

以上でこの質問を終了します。

続いて、自立支援・重度化予防の取組の推進について質問を行います。

今後、団塊ジュニアの世代が65歳以上となる2040年に向け、介護ニーズもますます増大することが予想されます。それに伴い医療費や介護給付費も比例して増加し、その結果、健康保険料や介護保険料の値上がり、本人負担の増大につながります。それを防ぐためには、健康寿命を延ばすことが重要となってきます。

施政方針では健康に暮らせるまちづくりとして、第9期介護保険事業計画及び第10次高齢者福祉計画に基づき、自立支援・重度化防止の取組の推進と示されています。自立支援・重度化予防の取組の推進は、シニア世代が地域で生き生きと暮らすため、重度化だけではなく予防を行うことが重要であります。同時に、医療費や介護給付費の抑制にもなり、保険料の抑制にもつながります。

健康に暮らせるまちづくりを目指すため、忠岡町が現在行っている自立支援・重度化予防の取組についてお示してください。担当部長より答弁をお願いします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

現在、自立支援・重度化予防の取組としましては、お元気いきいき教室やインターバル速歩、みんなで楽トレサークルなどの介護予防教室を開催しております。また、町内各地区において実施されているサロン活動などに参加し、フレイル予防を初めとする介護予防における講話や、出張型みんなで楽トレサークルなどを実施しているほか、これは令和7年度から福祉センターにおいて実施しておる施策でございますが、センター開館日の毎日14時45分から忠岡いきいき健康体操のDVDを放映しております。自由参加ではございますが、多くの方にご参加いただき、体が動かしやすくなったなどご好評をいただいております。

1 1 番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

1 1 番（二家本 英生議員）

様々な介護予防が、取組が行われていることが分かりました。自立支援・重度化防止の取組の推進に当たっては地域包括ケアシステムの強化が重要であり、施政方針でも充実を図ると示されています。地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まいの確保、病気になった場合の医療、介護サービス、そしていつまでも元気で暮らせるための生活支援、介護予防の4つが、30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏、具体的には中学校区を想定して一体的に提供されるシステムの構築であります。

その中でも、生活支援、介護予防の分野の充実、健康に暮らせるまちづくりを目指すに当たり不可欠と思われます。先ほど答弁していただいた現状を踏まえ、令和8年度での取組についてお伺いいたします。答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

国が提示しております地域包括ケアシステムの一部である介護予防日常生活支援総合事業を充実させるには、地区サロンの実施など地域での取組の活性化も必要となるので、地区の実情も踏まえた取組を、社会福祉協議会を初め関係団体や住民とともに考える機会を設けられるよう検討してまいります。

1 1 番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

1 1 番（二家本 英生議員）

地区の実情や社会福祉協議会を初め、関係団体や住民とともに考える機会を設けられる地域ケア会議の拡充ということだと思います。ただ、生活支援、介護予防については、老人クラブや自治会、ボランティア、NPOなど社会資源と言われる支援が重要であります。老人クラブや自治会については、先ほどの答弁でもありましたが、ボランティアやNPOの存在が必要ですが、忠岡町には不足していると感じているところです。

例えば、ボランティアやNPOで買物や通院などへの移動支援を担ってくれる団体を誘

致すれば、生活支援事業の1つとして成り立つのではないのでしょうか。当然、地域課題の把握も必要となってきます。令和8年度の取組を踏まえ、さらなる今後の展開についてはどのようにお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

令和8年度以降の展開としましては、地域の実情の把握並びに高齢者一人一人が自立を意識し、まずはご自身の体調を維持することの必要性を町民の皆様に訴えかける機会を設けることができるよう努めてまいりたいと考えております。

また、議員仰せの事業につきましても、地域ケア会議などから得た地域課題をもとに、本町の実情に合った施策が展開できるよう、他市町の事例等を調査研究してまいります。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

ありがとうございます。今後、シニア世代が増大する中で、いかに元気で暮らしてもらえるか。当然、地域や関係団体の協力が重要であり、議論を重ねることによって新たな取組が発見できます。地域の皆さんとともに元気なまちがつかれるよう、この課題については追いつけていきたいと思っております。

以上でこの質問を終わります。

続いての3つ目の質問に移ります。災害時の個別避難計画作成についてを質問いたします。

東日本大震災の教訓として、障がい者、高齢者、外国人、妊産婦等について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、平成25年に避難行動要支援者名簿の作成が市町村で義務化となりました。それを受け、忠岡町においても平成26年3月に災害時避難行動要支援者支援プランを作成し、名簿の作成が行われました。また、令和3年の災害対策基本法の改正により、要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されたことに伴い、支援プランの見直しや福祉専門職等の参加の必要性も加わりました。

町においても見直しに対応するため、災害時避難行動要支援者支援システムを令和6年度に導入し、今年度は地域防災計画に記載されている対象者に対し案内をし、支援を希望する方について登録済みと伺っております。

現状の状況、避難行動要支援者名簿の対象者及び名簿の登録人数についてはどのようなになっていますでしょうか。担当部長より答弁をお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定町長公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

本町における避難行動要支援者は、施設入所中または医療機関に入院中の方を除く75歳以上の方のみの世帯、身体障害者手帳等級1級・2級、要介護認定3から5、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳等級1級、難病患者、乳幼児のいる1人親世帯、妊産婦としております。また、現時点で個人情報の提供に同意をいただいている避難行動要支援者名簿に登録のある方は865名でございます。

以上でございます。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

現在の状況については分かりました。個別避難計画の策定については、令和7年6月22日に内閣府が発表した資料によると、個別避難計画を作成している団体1,691団体のうち、作成率が2割以下の団体は920団体、52.8%であり、全国的にもまだまだ進んでいない状況です。大阪府内に限定すると、未作成の団体も含めると32団体、74.4%となり、府内の作成状況も進んでいないことも分かります。

個別避難計画作成の対象者は、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者とされており、優先度が高い方から計画の作成が進められることとなります。個別避難計画を作成するに当たり、これからどのように進められていきますか、答弁をお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

名簿対象者のうち、自力で避難が可能な方やご家族の支援が受けられる方につきましては、自助の意識醸成と防災意識の向上を目指し、セルフ方式による個別避難計画の作成を促進する体制の構築を進めております。一方、避難困難度の高い方につきましては、平時

から心身の状況や生活実態等を把握している福祉専門職の協力を頂きながら、個別避難計画の作成を促進する体制の構築を進めております。

以上でございます。

1 1 番（二家本 英生議員）

議長

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

1 1 番（二家本 英生議員）

先ほども答弁にありましたけども、要支援者というのは全員が自分で歩くことではなくて、自分でも避難できるという方も中にいらっしゃいます。そういう方に対しては、まずこちらのほうから避難行動をこうすればいいというのをやっていただく。先ほどセルフ方式とおっしゃっていただいたので、そういった活動も必要かと思います。

個別避難計画の作成に当たっては、75歳以上であること等、避難能力に着目しない要件を用いて名簿を作成している場合には、避難能力や支援の要否について災対法で規定している避難行動要支援者の要件に該当しない者も名簿に記載または記録されていることが考えられており、真に自ら避難することが困難な者であって、その円滑な、迅速な避難確保を図るために、特に支援を要する者を対象として避難行動要支援者の範囲を設定し、名簿を精査し、個別避難計画の作成に取り組むことが適当とされています。新年度から運営を始めるとのことなので、まずは避難困難度が高い方のほうからの作成について、漏れなく作成をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

個別避難計画を作成した後、実際に避難ができるかどうかの訓練も重要となってきます。個々での避難となるので、可能な範囲で本人、家族、避難支援実施者等と一緒に計画内容に沿った避難訓練を実施し、避難の実効性の確保や内容の改善に取り組むことも必要になってきます。そのためにも個別避難計画作成後の訓練が必要ではありますが、どのように進められるのでしょうか、答弁をお願いします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議員ご指摘のとおり、避難行動要支援者に関連する訓練の実施につきましては、本町の地域防災計画において定めているところでございます。また、個別避難計画につきましては、作成後に訓練を実施することが、その実効性の確保につながるものと認識しております。

しかしながら、対象者数が多く、要支援者お一人お一人の状況に応じた計画を作成することは非常にハードルが高いことも事実でございます。そのため、まずは関係機関との連携を図りながら、計画作成の着実な推進に注力してまいります。

訓練の実施につきましては、計画の進捗状況等を踏まえつつ、実効性と継続性の確保という観点から、円滑かつ効果的な実施方法について検討してまいりたいと考えております。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

個別避難計画をせっかく作成するのであれば、やはり実効性を伴わないといけないので、最初はなかなか難しいかもしれませんが、一人一人ずつ丁寧に対応していただきたいと思います。

最後の質問に移ります。

一番最初の質問で、避難行動要支援者の対象者の答弁がありました。しかし、対象者以外でも避難困難な方もいます。例えば身体障害者3級では、一下肢の機能を全廃した者や、体幹の機能障害により歩行が困難な方です。知的障害では、B判定でも中度の方は援助のもと社会生活が可能といった方です。要介護に関しては、要介護2では日常生活において部分的な介助が必要な状態で、食事や排泄、移動などの支援が求められる方です。このような方は、地域防災計画上の避難行動要支援者からは対象外となりますが、中には支援が必要な人がいらっしゃると思います。このような人に対し、今後制度の周知をどのように行っていくのでしょうか。答弁をお願いします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

本町の避難行動要支援者名簿の対象要件、例えば要介護認定や障害の等級に該当しない方であっても、災害時に自力での避難に不安をお持ちの方につきましては、ご相談いただければ個別避難計画の作成支援を行ってまいります。

また、避難行動要支援制度の周知につきましては、町広報紙やホームページへの掲載に加え、民生委員、児童委員や自治会、自主防災会、本町の窓口を通じた情報提供を今後も行ってまいります。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

こういう制度というのは、やはり周知できてこそ使える制度であります。こういったことは周知の幅も広げていただいて、実際にもし避難に困った方がいらっしゃいましたら、できるだけ拾ってあげる。そういった周知の徹底もお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

最後の質問に移ります。最後は避難所の生活環境改善のためにトイレカーの導入について質問を行います。

今年度、避難所の生活環境改善のため、様々な資機材を導入していただいています。また、本定例会では、スポットクーラーやベビーケアルーム、簡易テント、災害用トイレなど資機材の購入費用を補正予算で上程されています。

災害時に指定避難所等の環境整備をするため、国の地域未来交付金地域防災緊急整備型を活用し、導入されてきたことは大変評価できます。忠岡町では令和7年12月末現在では簡易トイレは29基あり、今回の予算において災害用トイレ4基を購入することによって災害用トイレが計33基となります。災害時における避難所のトイレの確保、管理は極めて重要な課題であります。水、食料等の支援とともに、ライフライン、電気、水道、ガス、下水道等と同様に、被災者の命を支える社会基盤サービスの一つとして認識され、避難所を開設する市町村等において適切な対応がなされるようにしていく必要があります。

近年、災害時、被災者が尊厳を持って生活できるための人道支援として、国際基準としてスフィア基準という言葉をよく耳にします。スフィア基準ではトイレの設置基準も示されており、具体的には災害発生当初は避難者50人に当たり1基、長期化する場合は20人に1基、そして女性用トイレと男性用トイレの比率が3対1、バリアフリー対応などがあります。また、トイレの平均的な使用回数は1日5回として、備蓄や災害時用のトイレの確保計画を作成する必要があります。

忠岡町においても、災害用簡易トイレは毎年補充されています。しかし、衛生的に気になる人はトイレに行く回数を控えがちになり、そのため水分補給や食事を控えめに摂取する可能性となり、体調を崩されるおそれが出てきます。そういった不安の解消を解決するには、少しでも衛生的に良好なトイレ環境として、トイレカーやトイレトレーラーの導入が望ましいところであります。現在、国の有利な交付金も創設されているので、災害時の生活環境の改善のため、トイレカーやトイレトレーラーの導入の検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議員お示しのトイレカー等につきましては、自走式のため設置撤収に手間がかからないこと、また広域的な災害応援に活用できることなどの利点がございます。一方で、衛生面につきましては、簡易トイレと同様、定期的かつ適切な清掃が行われなければ、衛生環境の維持は困難であると認識しております。

本町でも備蓄を進めている簡易ラップ式トイレは、排泄物を使用後、都度密閉処理できることから、衛生的であるとともに、感染症リスクの低減につながるといった利点もございます。トイレの種別によってどちらがより衛生的であるかというよりも、運営方法が大きく影響すると考えております。いずれにしても、本町の状況や運用体制等を踏まえ、実情に即した整備のあり方について今後も検討を重ねてまいります。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

実情に合わせた整備のあり方も踏まえて慎重な検討も大事ですが、先ほど答弁にもありましたとおり、やはり運営面が一番大事なところであります。衛生的な環境を整えるためには、避難者のほうでやはりチームとかを作って、交代制でトイレの清掃をすとか、そういった避難者の自らの努力とか協力も必要だと思います。その点も併せて、今後の避難所生活の改善に向けて体制づくりをしていただけるよう要望して、一般質問を終わります。

議長（前川 和也議長）

以上で、二家本議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず、福祉バス事業について、町長の施政方針より質問させていただきます。

町長は、交通弱者の利便性の向上を図るため、福祉バス事業の充実に努めてまいりますと言われております。これまでも住民さんから「本数が少ない」「もっと増やしてほしい」「双方向にしてほしい」などのお声を頂いております。町長は充実に努めていくと言われておりますが、どのようにされていかれるのでしょうか、答弁をお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

福祉バス事業の充実についてでございますが、現在、忠岡町第11次高齢者福祉計画の策定に向け、アンケート調査を実施しており、その中で福祉バスについてのニーズ調査も合わせて行っているところでありますので、アンケート結果を確認した上で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。これまでも福祉バスの件についてはいろいろと要望させていただいています。できたこともあります。交通弱者である特に高齢者にとって、交通手段が歩くことしかない方のために、福祉バス事業の充実に努めると言われているのですから、これまでと同じではなく、よくなったと住民さんから思ってもらえるようにしていただきたいと思います。町長も議員のときには福祉バスについては言われていましたよね。どうお考えですか、もう一度答弁をお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

福祉バスについては様々なお声を頂いておりますし、小島議員のほうからもよくご質問いただいていることでございます。充実させていく。どのようなニーズがあって、どの点を充実させていくのかということ調査に基づいて行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

以前も調査していくということをお聞きしていたので、また調査を早く進めていただきたいと思います。私もこれまでに交通弱者である高齢者の方に福祉バスの改善やタクシー券などの支援を要望しています。ぜひとも高齢者の方のお気持ちになり、しっかりと考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。アピアランス事業について質問させていただきます。

アピアランスサポート事業では、がんに伴う医療用ウィッグや補整具購入の一部助成を行うアピアランスサポート事業を実施し、対象の方の心理的負担と経済的負担の軽減を図り、治療と就労、社会参加の両立を支援いたしますと言っていたいております。これはずっと要望してきたことではありますが、これだけでは進んでいなくて、去年も要望しましたが、がんだけでなく脱毛症で苦しい思いをされている方もおられます。同時に取り入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

アピアランスサポート事業についてでございますが、令和7年度から実施しましたこの事業は町の一般財源での実施になっておりますので、大阪府が策定の第4期大阪府がん対策推進計画の改定に合わせて、昨年夏に大阪府に財政支援を要望いたしましたが、大阪府の考えは、がん診療拠点病院の相談支援の充実に努めるということで、本町が府に要望する財源措置は、府から国へ要望しているとのことでありました。

本町におきましては、事業を実施しまして、まだ1年が経過しておりませんので、対象範囲の拡充につきましては、事業の効果検証を行った上で考えてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。なかなか大阪府がやってくれないということで厳しいと思うんですが、これまでも要望させていただき、ようやくがん患者の方のアピアランスサポート

事業を取り入れていただいたときの答弁でも「これがゴールではない」と希望あるお言葉を言っていました。ですので、次の段階として進めてほしいと思います。できるだけ早く脱毛症の方にも取り入れていただけるように、次の段階にバージョンアップしていくべきではないかと思います。もう一度、町長のお考え、お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

はい、

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

そうですね。アピアランスサポート事業はこれで終わりということではなく、必要な方がまだまだいらっしゃるのであろうと思います。その辺りも検証した上で考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ぜひともよろしくお願いいたします。

続いて、給食支援について質問させていただきます。

施政方針の中では、町立小学校の給食費を国、府、給食費負担軽減の交付金を活用するとともに、交付金で賄うことができない部分につきましても、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して給食費無償化を行います。また、国、府の給食費負担軽減の交付金対象外の町立中学校及び私立中学校等の給食費につきましても「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、給食費の全部または一部を負担することにより、保護者負担の軽減を図ってまいります」と言われております。これまでもずっと要望させていただいた町外に通っている子どもたちの支援も、忠岡町の子どもなので、同様に支援してほしいと言っていたことを受け入れていただいて感謝します。不登校やアレルギーの児童生徒に対する支援も必要だと思います。

特に不登校の子どもたちの食事代もご家庭では大変だと思います。国は自治体の判断で現金支給も可能にすると言っています。5, 200円全額渡すこともオーケーだとしていますし。現場が柔軟に判断できるようにしています。まだまだ物価高で大変だと思います。ぜひ支援をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。また、アレルギーの児童・生徒に対する支援も必要だと思います。どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

給食費の支援についてでございますが、本町といたしましては、今回実施に向けて提案いたしております学校給食費の無償化におきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減と、全ての児童生徒の健やかな成長を支援することを目的としております。不登校やアレルギー等を有する児童生徒につきましても、本町の学校に通学し、給食の提供を受けている児童・生徒と同等の支援が受けられるよう、必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

幅広く取り組んでいただいていることは本当にありがたいと思います。以前に30日以上欠席者が不登校の判断であるとお聞きしましたが、不登校者の給食費の支援はどのように判断されるのでしょうか。また、どのような形で支援をされるのでしょうか、答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

不登校児童生徒の具体的な運用につきましては、学校等と調整を行っていくという、まだこれから調整をしてみたいと思いますので、今後具体的に決まっていくかと思いますが、現時点ではまだ調整中ということでございますので、よろしくお願いいたします。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

子どもたちを登校させたいと思っている親御さんにとっては、給食費用のことを考えるところまでは行き着かないのではないかと思います。不登校やアレルギーの児童生徒にも支援できるように、しっかりと取組をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。保険料について質問させていただきます。

町税各保険料については「効率的な徴収、収納事務を進めてまいります」と施政方針で言われております。保険料についてはそれだけです。町長選挙のときの公約で言われていたことが載っていません。どうなっていますか。

また、昨年、保険料についてお尋ねしたときに、町長はこのように言われております。

「国保料が高いと国保加入者の方からたくさんお聞きしており、引き下げると同等の効果のある負担軽減策を、一般財源も含めて担当部局と相談して、それに相当する負担軽減策を考えてまいりたい。また、一般会計で負担軽減を行うということは、地方自治体の本旨である住民福祉の向上という点から考えても必要だと考えている。財源については、基金を活用することも含めて、財政部局とどの財源を使っていくか考えてまいりたい」とお答えされていまして。一方、担当課は「保険料は大阪府統一なので、忠岡町だけが独自で下げることにはできない。ペナルティがあり、他の自治体にも迷惑がかかる」と言われていました。しかし、町長は「引き下げに代わるものをしていく」と言われていますが、どうなっているのでしょうか、お答えをお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

高い国民健康保険料につきましては、全国的には統一保険料を実施していない都道府県が大多数である中、大阪府は全国でも先駆けて統一保険料を実施をしております。私は統一保険料実施には反対でございます。しかし、大阪府が統一達成による特別調整交付金15億円を受け取っているため、忠岡町が一般会計から繰り入れて保険料を引き下げると、この交付金が減額され、保険料の抑制のために活用できなくなることが他の市町村に与える影響を鑑み、現段階では独自で引下げは行っておりません。

忠岡町といたしましても、大阪府に保険料引下げを求めており、他市町とともに国へも保険料引下げの要望を行っているところでございます。

議員ご質問の国民健康保険加入世帯の方を対象の、一般会計からその引下げに同等の措置というか、そういったことについてでございますが、それをすることも大阪府は認めないというふうなところでございます。どこまで追っかけていっても、そういったさせないという状況にあるということでございますので、それも保険料の引下げであるというふうになされるということで、統一達成というところに引っかかってくるというふうなことでございます。

ということで、今現在ではそういったことが実施できておりませんが、全体的にそういう保険料の引下げということに限定してのところは、まだ対案というか、そうい

ったものは見つかつてはございませんが、今後そういったところの保険料の軽減、負担軽減策についても検討はしていきたいと思っておりますが、まずは大阪府や国に対して保険料の引下げというところは、まずは求めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

町長が今答弁していただいたことは、言ってはることはわかるんですけども、それはもう町長ね、議員さんのときにも、長く議員されてるので、もうずっとそれは分かってはると思うんですけども、それがやっぱり町長選挙のときにも言ってはるということは、ちょっと私、その答弁には納得できないかなというふうに感じました。

コロナ以降も今も物価高は続いています。議員のときに町長は令和6年の定例会でもこのように述べられています。「財調の基金残高は17億を超えています。そして、長引くコロナ禍で収入が減少し、物価高騰が家庭と営業に打撃となっています。そんな住民の暮らしを少しでも支えようという姿勢が見られません。人口が将来減少する、老朽化した公共施設の更新という将来のために積立てばかりを増やし、今、忠岡町に生活する住民から集めた税金を今の住民のために使わないと住民が聞いたら怒ると思います。毎年十分に財源はあります。府下でも高い水道料金、下水道料金、国保料、介護保険料の引下げも一切しないという現町政の姿勢であります。改めることを求めます。住民の声を聞かず、産業廃棄物の施設誘致を進めている上、毎年黒字で財政調整基金ばかりを積み上げながら、余ったお金は町民のためには使わずため込んでいるという本決算は認められません」と、町長はこのようにおっしゃっていました。

町長選挙のときの公約で言われていることも同等だと思います。繰り返しますが、忠岡町に生活する住民から集めた税金を今の住民のために使わないと住民が聞いたら住民は怒ると思います。「毎年十分に財源はあります」と町長は言われていました。財調の残高はそのときよりも増えていると思います。このように発言されていますが、このご自身の発言を現在はどうのように思われ、どのように考え、進めていかれるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

国民健康保険料の引下げのために一般会計から入れるお金がないということで入れてないのではなく、入れれないのは統一保険料達成の邪魔になるということで、それをさせていただけないというところに問題があるというふうに私は思っております。

統一保険料を達成しているところが、大阪府と奈良県と、新年度からまた増えるということを知っておりますけれども、そういった先進的にそういう統一保険料を達成をしているところ以外の都道府県ですね、のところではまだそういった市町村独自のそういう取組ができる少し余裕があるというところがあります。大阪府はもうそれをさせないというところの部分があるかと思えます。その制度があるということで、そこがネックになっているということでございます。

こういった統一保険料についての規制ですね。国もそういう一般会計から入れるなど、繰り入れするなということを知っております。それに大阪府は従っているという、そういうことでございます。

で、統一保険料を導入して保険料を上げないようにと、大阪府が都道府県化する数年前から3,400億円投入をして、一般会計から入れないようにして保険料を抑えていくという方針でありましたが、10年たっても3,400億円ということでもありますので、10年前と今と医療費水準がかなり変わってきている。診療報酬も上がってきている。3,400億円で一般会計から入れなくて、保険料が引下げや据置きということが出来るのかといえば、やはりその3,400億円では足りないというふうに私は思っております。ですから、統一保険料を達成して、その一般会計から各市町村が入れないようにというふうにさせるのであれば、国がその3,400億円をもっと増額をしていく、一般会計から入れなくても、統一保険料で負担が軽減されるような状況を国がつくらなければいけないというふうに私は思っております。

ですから、大阪府と国に対して、そういった一般会計から繰り入れをしないようにということであるならば、予算を増額して、同等の引下げ効果が出るようにしていただきたいということを、議会の議員の皆様も一緒にそういったことを協力していただければというふうに、そのように思っております。

以上でございます。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

町長がおっしゃっていることは分かるのは分かるんですけども、でも、そういうふうな状況だということは、もう町長も前から分かってはるのに。すみません、こんな言い方で。分かってはるのに、それなのに、でも町長は一般財源から繰り入れるとか、その代わり

のものをというふうに答弁をされてたんですね。そこが私はやっぱり、言ってることが立場が変われば言う発言が違ふのかなというのは、それはちょっといかがなものかなというふうには思っております。だから、やっぱり矛盾してる発言というのは、なかなかちょっと、やっぱり首長でありますので、しっかりとそこは言ったことは守っていただきたいなと思いますし、なかなかその、今のできない状況というのは分かりますけども、それをするとおっしゃったのは町長自身なので、そこをどういうふうにされていくのか、これからもしっかりと見ていきたいなとは思っております。

町長の発言を信じ、住民さんは期待して町長を、議員から町長にというふうに選ばれたと思います。保険料については、保険料が上がってしまうと町長は公約を守らず、住民さんを裏切っていることになってしまいます。公約を実現するための財源も含め、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、この基金というのはやっぱりね、災害とかが起きたときに必要なものであるんじゃないかなというふうに私は思いますが、町長はずっと議員のときからため込んだ基金というふうにおっしゃっていたので、そこもちょっとしっかりとまたね、考えていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。自転車の交通ルールの浸透について質問させていただきます。

自転車にまつわる交通事故の発生件数が近年、高い水準で推移しています。自転車の安全安心な利用に向けて交通ルールが強化される中、本年4月には自転車の交通違反に反則金制度、青切符が導入されます。こうした交通ルールを一層浸透させるため、警察庁は昨年12月、交通安全教育で教える内容などをまとめたガイドラインを同庁の自転車ポータルサイトで公表しました。

警察庁の統計によると、一昨年1年間における自転車に関連した交通事故の件数は6万7,531件に上り、自転車以外も含めた全ての交通事故件数の23.2%を占めています。全体の交通事故件数が減少傾向にある一方、自転車事故件数は近年高止まりしており、全体に占める割合が増えています。そして、先月26日には、2025年度では6万7,040件、前年よりは61件減ですが、歩行者との事故は3,269件、前年より226件も増えています。統計の残る2006年以降で最多となっていることが警察庁のまとめで分かりました。

自転車事故の内訳を見ると、自動車との事故は減少し、歩行者との事故件数が増加しています。また、自転車乗用中の事故、重傷事故は7,125件に上り、このうち4分の3には法令違反がありました。

こうした背景を踏まえ、道路交通法の改正を通して自転車の交通ルールが強化されてきました。自転車利用のニーズが高まる中、利用者が事故に遭わないことはもとより、加害者とならないためにも、交通ルールの遵守を心がけることが不可欠だと思います。近年の改正では、2023年4月に全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されまし

た。忠岡町でもヘルメットの購入への助成をいただいています。また、2024年1月からは、自転車の走行中に携帯電話やスマートフォンを使用するながら運転、ながらスマホが禁止されるとともに、新たに酒気帯び運転も罰則の対象になっています。2024年5月に成立した改正道路交通法に基づき、先ほども申し上げましたが、本年4月からは自転車の交通違反に対し反則金を納付させる青切符が導入されます。これまで青切符は自動車やバイクに適用されていましたが、これを自転車にも拡大する形です。反則金を科す対象は16歳以上で、違反となる行為は計113種類に及びます。しかし、こうした自転車のルールをどのように学ばばいいのか、分かりにくい面があると思います。国が国民に広く周知することに加え、自転車の販売事業者や自治体、学校、保護者といった様々な関係者が連携して交通安全教育を充実させていくことが求められています。

そこで、安全教育を効果的に行えるよう策定したガイドラインもあります。安全教育を行う際のポイントや指導例なども実施者別にも掲載されています。ガイドラインでは、利用者を世代別に必要な知識や技能、注意すべきポイントなどが紹介されています。

例えば、小学校4年生から6年生に向けては、中学入学に当たる13歳から原則車道を通行することになるため、安全に車道を走れるよう左側通行の原則を徹底し、交通ルールと運転技能を身につけることを安全教育の目標としています。中学生は携帯電話の使用を原因とする事故の発生が小学生と比べて10倍以上に及んでいます。このことも踏まえ、自身が加害者になり得ることを認識するとともに、危険を予測して回避するための能力を習得することを目標に掲げています。

成人では、子どもを乗せて自転車を運転する際の注意点を記載したほか、高齢者に向けては転倒リスクを踏まえ、ヘルメット着用の重要性などを掲げています。このように世代別に対応した安全教育が必要だと思います。

町長は施政方針の中で、「交通安全については、未就学児を重点とした交通安全教室を開催し、啓発運動を推進するとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を促し、安全な交通社会の実現に努めてまいります」と言われております。交通ルールを浸透させるためには、未就学児だけでなく、本年4月からのようにルールが変わるときには、全世代にも必要になるのではないかと思います。学校や自治体として安全教室を開催するなど取組をしていくべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員お示しの本年4月1日施行の改正道路交通法は、自転車の交通違反に対し反則金が科せられることになりました。交通事故を減らすには、やはり一人一人が事故の危険性を

知り、交通ルールを守るといったように、交通安全に対する意識を高めることが最も大事なことだと考えております。

本町の取組としましては、毎年春と秋に実施しております交通安全教室や各種イベント、学校啓発の機会に、そのときの重点的にお知らせする冊子などを配布し、交通マナーの浸透に努めています。また、現在、未就学児を対象に交通安全教室を行っていますが、今後は所轄警察や学校園と協力しながら、未就学児のみならず幅広い年齢に対応した内容となるよう調整してまいります。

以上でございます。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小嶋議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。ルールを守るとは当たり前のことですが、例えばながらスマホや信号無視など、ほかにもありますが、ルールを守っていない方は忠岡町内でもお見かけします。子どもたちには幼稚園や学校での指導や教育はもちろんのことですが、町民の皆さんにも安全教室や啓発などは重要だと思います。子どもたちは大人の行動を見ていると思います。しっかりとルールを守っていけるよう、安全教室や交通ルールの啓発、よろしく願いいたします。

次の質問に行きます。5歳児健診について質問させていただきます。

子どもの健やかな成長にとって、心身の健康の維持増進は欠かせない要素である。日々の健康観察は保護者の手に委ねられるものの、保健師を介した行政による法定健診が実施されているのは、子どもの健全な育ちを担保するためです。

乳幼児健診はこれまで母子健康法で義務化されている1歳6か月と3歳に加え、3から6か月、9から11か月も国の財政支援の対象になっています。国も対象外だった5歳児健診について、5歳児の健康審査の実施に係る支援を進め、全国展開を目指すとして財政面での支援に乗り出しています。

こども家庭庁の資料によると、5歳児健診の目的は、言語理解や社会性が発達し、発達障害が認知される時期にある5歳児に対し、健康診査を実施することで、子どもの特性を早期に発見し、適切な支援を行うとともに、生活習慣や育児に関する指導も行い、健康の保持増進を図るとされています。

5歳児健診とは、子どもの発達特性が表出しやすくなる5歳時点で子どもの個々の特性を把握し、必要に応じて就学前に適切な支援、配慮のあり方を就学先と相談できる体制を整えることで、発育、発達を巡る保護者の不安を和らげることをいたしたものだと言えます。小学校入学後に発達特性に応じた学びの機会を担保するため、現状、特別支援学級や

通級指導教室の受け皿が用意されているものの、その数は年々増加の一途を遂げており、就学前から発達特性の有無を早期にスクーリングし、就学前後にまたがる切れ目のない支援につなげることの重要性は高まっています。10年前と比べ、小学校低学年の不登校が7倍に増加している実態が、文部科学省の最近の調査で明らかになった中で、不登校児童・生徒の57%が何らかの発達特性上の問題を抱えていたと研究する報告もされています。

発達特性の早期発見、早期支援によって、就学後に顕在化、重大化する二次障害のリスクを軽減する観点からも、5歳児健診によるスクーリングを踏まえた就学前後の発達支援に期待が寄せられています。発達特性の早期発見、早期支援に有効とみなせる5歳児健診です。ぜひ取り組んでいくべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としている5歳児健診の実施に向けた取組といたしましては、本年度は既に5歳児健診を実施している府下の市町へ視察に行くなど、調査と情報収集に努めました。

今後は実施方式や医師、心理職等の専門職の確保など、具体的な協議を進める予定としており、令和9年度中の実施に向け準備を進めているところではございますが、状況によっては延期の可能性もありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達特性を持つ子どもたちは、小学校への就学後に環境に適応できず、不登校になったり問題行動を起こしたりしてしまったりすることが少なくなく、5歳児健診によってそうした特性に気づき、適切な支援や養育につなげることができれば、多くの子どもたちが通常学級でも問題なく学べるようになり、実際に5歳児健診を導入した自治体では不登校が減ったという研究もあり、小学校入学前の健診もありますが、就学までの期間が短く、支援が難しくなります。

こども家庭庁は令和10年度までに全国の自治体での実施を目指すとして、7年度は健

診費用の補助額を引き上げて、市町村と国が2分の1ずつを負担するとしたほか、継続して支援する体制を整備するため、保健師や心理士などへの研修費用も補助するなど支援を強化しました。

忠岡町として前向きに検討していただいて、ありがとうございます。取り入れるにはハードルがあることも存じ上げておりますが、5歳児健診の普及はこどもまんなかを掲げる忠岡町にも大切な取組ではないかと思えます。府下の市町を視察していただいたということですが、本町が5歳児健診の実施に向けてどのような課題があるのでしょうか、お答えをお願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

こども家庭庁内のサイト、5歳児健診ポータルにおいて取りまとめられた全国的な課題となっていることの1つに健診医の確保が挙がっています。本町も例外ではなく、医師や心理職等専門職の健診従事者の確保に関して難しさを感じているのが現状でございます。本件に関しては、町内医療機関の先生方を初め、泉大津市医師会にも相談し、協力連携をいただきながら、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。健診医の確保などご苦勞をおかけしますが、ぜひとも大切な子どもたちを適正な学びにつなげていけるような取組ができるように、大切な時期である5歳児健診の取組をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、小島議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は14時30分からの再開いたします。

（「午後2時17分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後２時３０分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

次に、田辺みき議員の発言を許します。

８番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

８番（田辺 みき議員）

８番、田辺みきです。通告に従い一般質問を行います。

令和８年度施政方針と施策が示されました。第１項目、町民協働のまちづくりについてお伺いします。

昨年の９月定例会におきましても、自治会について一般質問をさせていただきました。自治会の課題というのは重い重要な問題で、防災、防犯、環境美化、地域交流など重要な役割を担ってきました。また、行政の情報の伝達や要望の取りまとめなど、行政サービスの末端機関としての役割も果たしてきました。

しかし、現在は少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、役員の担い手不足、加入率の低下などといった問題が全国的に深刻化しています。都市部では自治会が解散し、実質的に数を減らしている地域もあります。東京都の話になりますが、この６年間で１４４の自治会などの支援団体が減少したとの報道もありました。

そこで、忠岡町における自治会の現状と課題について、３つの観点からお伺いします。

１番、自治会の加入状況と役員の担い手の現状についてです。前回は１１ある自治会の全体の加入率が約７４％であるということを伺いました。その推移についても伺いました。個々の加入率については質問を具体的には差し控えますが、加入率の高いところと一番低いところ、幅があるようにも思いますので、教えていただきたいと思います。

併せて、中央自治振興協議会の休会の件につきまして、地域の住民の皆様からたびたびお伺いします。やはり不安に思われているお声もございます。現段階での本町としての把握されていることについて教えてください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ご質問の自治会加入率でございますが、各地区からの報告された数字から算出すると、高い地区で約 95%、低い地区で約 57%となっております。

また、中央自治振興協議会におきましては、現在も役員の後任選任に向けた調整が継続されているところで、休会回避に向けてぎりぎりまで取り組まれるということで、そういった状況であると伺っております。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。現在、加入率の幅がかなりあることが分かりました。中央自治振興協議会におかれましても調整中とのことでありました。年度を越えて引き続き調整を進めていくということで、よろしいでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

あくまで中央自治振興協議会の中ですが、3月31日の休会する日に向けて、まだ後任候補というので、地域内、いろいろお話を回っておられるということを伺っております。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

承知しました。ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問です。自治会の加入率低下の要因として、価値観の多様化、負担感などの課題があります。加入率を上げるための取組について伺います。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

自治会加入率の向上に向けた本町の取組といたしましては、従前より実施しております忠岡町自治振興協議会加入促進事業補助金制度を継続するとともに、地域コミュニティ活動に対する各種補助制度の拡充を図っております。

今後も負担軽減や地域コミュニティの活性化につながる支援に努めてまいります。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。

3 つ目の質問です。自治会活動の持続可能性向上のために必要な取組についてです。

加入率の低下、役員の担い手不足などによる自治会の存続が危ぶまれる問題は、全国的に共通する課題ですので、地域の特性を生かしつつ、新たな視点を取り入れる必要があるのではないかと考えます。

例えばですが、女性や若年層を自治会役員に、会長も含めてですが、登用するなどの自治会を存続するための裾野を広げるといえることはいかがでしょうか。実際に他市ではそういった事例がございます。本町の自治会の規約などにおいても条件が記されているのでしょうか、教えてください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

自治会は地域住民の皆様が自主的に運営されている団体であり、その運営や役員の選出方法等につきましては、それぞれの自治会において自主的に決定されるべきものであることから、行政として個別具体の運用について意見を申し上げる立場にはないものと認識しております。

2 点目の会則の件ですが、自治会から提供いただいております会則を確認いたしますと、性別や年齢に関する制限を設けている例は見受けられず、担当課におきましてもそのような制限が設けられているとの認識はございません。

各自治会におかれましては、地域コミュニティの維持、活性化に向け、役員の担い手確保や運営のあり方について様々に試行錯誤されているものと受け止めております。本町といたしましては、引き続き自治会の自主性を尊重しつつ、地域活動が持続的に行われるよう、必要な側面支援や情報提供に努めてまいりたいと考えております。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。会則には性別や年齢に関する制限を設けていないことが分かりました。地域に根差しつつ、新たな視点を取り入れて検討していくことも 1 つの突破口となるのではないかと思います。

再質問させていただきます。自治会の存在、存続意義について、自治会があることのメリットを踏まえて、あわせて気になる点などございましたら、行政の目線で教えてください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

自治会の存在意義について、一例として防災及び防犯の観点からの行政としての見解を申し上げます。

まず、防災の観点におきましては、災害時には自助、共助、公助の連携が重要であり、とりわけ初動段階においては地域における共助の力が大きな役割を果たすものと認識しております。日頃から顔の見える関係が築かれている地域では、安否確認や避難の呼びかけ、要配慮者への支援などが円滑に行われやすく、被害の軽減につながるものと考えております。

その意味において、地域のつながりを基盤とする自治会の存在は、防災力の向上に資する重要な要素であると認識しております。

また、防犯の観点におきましても、防犯パトロールや見守り活動、防犯灯の維持管理など、地域に根差した継続的な取組は、犯罪の抑止や安全で安心なまちづくりにつながっているものと考えております。

一方で課題なのですが、自治会活動を継続していく上では、役員の担い手の確保や活動負担などについてもございます。持続可能な運営のあり方を模索していくことが、今まで以上に必要になってきていると認識しているところでございます。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。

再々の質問をさせていただきます。持続可能な自治会活動として、行政から任せられる業務の例えばスリム化、活動の見える化、それは自治会活動の広報紙への掲載ですとか、あとデジタル機能を活用したオンラインでの役員などの会議、あと役員改選もこの時期行われていますが、各自治会においてはその取り組み方、あり方が違うようなんですけれども、私の地元のほうでは投票という形で行いました。

ただ、実際古くから地域におられる方と違って、新しく来られている方は名前が分からないから投票のしようがなかったというような声をたくさん聞きました。これは一例なんですけれども、そういったことも含めまして、私は私なりの観点で提案させていただくんですが、お考えをお聞かせください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

持続可能な自治会活動のための行政の関わりについてご意見を頂きましたが、本町の取組といたしましては、これまで自治会の皆様にご協力をお願いをしておりました町広報紙の配布について、負担軽減の観点から、令和8年度より町において業者委託による配布へと見直しを行ったところでございます。

一方で、先ほどの答弁と重複いたしますが、自治会は地域住民の皆様による自主的かつ任意の団体であり、その運営や活動内容、役員の選任方法等につきましては、それぞれの自治会においてご判断いただくものであると認識しております。

そのため、ご提案いただきました内容の中には、行政として直接的にお答えすることがない部分もあるものと考えております。

また、自治会活動の町広報紙への掲載につきましては、町広報紙は町の施策や事業の周知を主な目的として編集しているものでございます。このため、防災訓練など町と自治会が連携して実施した活動については、これまでも掲載した経緯がございますが、自治会が主体となって実施される個々の活動につきましては掲載しておりません。自治会活動の周知につきましては、各自治会において自治会だよりなどの発行など地域の実情に応じた形で工夫されているものと受け止めております。

町といたしましても、自治会の自主性を尊重しつつ、必要に応じた側面支援、情報提供を行うなどに努めてまいります。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

分かりました。あくまでも自主的かつ任意の団体ということで、やはり自主的に地域から声を上げて動いていくことが、やはりそこからまた公助というか、行政の力添えも頂けるのかなと思いますが、引き続き連携の姿勢でよろしくお願いいたします。

それでは、2 つ目の質問に移ります。大項目 2、災害に強いまちづくりです。

ここで、先ほど二家本議員のほうの質問と私の質問と重なるところがございますので、具体的には 2 番目の質問は重なっているということで、1 つ目の質問のみさせていただきますが、よろしいでしょうか。

議長（前川 和也議長）

はい、どうぞ。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。

地区防災計画における自主防災組織の現状と課題について。

自主防災組織の現状と今後の取組について。自主防災組織の地区防災計画の作成状況を具体的に教えてください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

本件につきましては、9 月議会においても同様のご質問を頂き、令和 7 年度に地区防災計画作成にかかるワークショップを全 3 回開催し、計画作成を目指す旨、ご答弁申し上げたところでございます。

現在、各地区の地域防災計画が取りまとめられたところで、今後は本計画を活用した避難訓練の実施等について支援を行い、計画の実効性向上に努めてまいります。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。

重ねて質問いたします。地区防災計画の作成が望ましいが、作成がなくても防災訓練は重要であると考えます。忠岡小学校区だけでなく全ての自主防災組織を対象とした今後の取組はどのように進んでいかれるのでしょうか、教えてください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議員お示しのとおり、地区防災計画の有無にかかわらず防災訓練は、地域の防災力向上にとって極めて重要であると認識しております。

本町といたしましては、自主防災組織を対象に引き続き防災訓練の実施に対する支援や情報提供等、各地域の実情や災害リスクに応じた訓練内容の充実を図りながら、地域主体の取組を後押しし地域防災力の向上に努めてまいります。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。

それでは、大項目 3 に移りたいと思います。環境に配慮したまちづくりについて。第 5 次忠岡町地球温暖化対策実行計画に基づく取組について質問させていただきます。

現在、政府は 2050 年、カーボンニュートラルゼロのために、経済と環境の好循環をつくるため、産業政策や成長が期待できる産業分野の実行計画をまとめたグリーン成長戦略の取組を進めています。カーボンニュートラルとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を全体として実質ゼロにすることです。そこで、忠岡町は、この第 5 次忠岡町地球温暖化対策実行計画において方針を示されています。

1 つ目の質問です。本町の現状と今後の取組について教えてください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

ご質問の忠岡町地球温暖化対策実行計画は、本町の環境分野における最上位計画である忠岡町環境基本計画の一部として令和 8 年 1 月に策定いたしました。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画区域施策編として策定するものであり、令和 12 年度を目標年度に本町全域における二酸化炭素の削減目標を掲げるとともに、目標達成に向けた施策を位置づけております。

本町における二酸化炭素排出の現状といたしましては、令和 4 年度時点で 9 万 6 9 1 トンの排出量であり、国や府の基準年度である平成 25 年度時点の 12 万 1 0 トンと比較して約 24% 減少しております。

一方、計画の目標年度である令和12年度においては、このまま対策等を実施しない場合は7万1,479トンとなる見込みですが、省エネ対策や再生エネルギー導入により7,806トンの削減を見込んでおります。

今後の取組につきましては、計画の基本方針である省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの普及拡大、総合的な地球温暖化対策の3つの方針にのっとり、効果的な取組を行ってまいりたいと考えております。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。

重ねて質問させていただきます。すみません。質問の前に確認ですが、本町としては令和12年度を目標年度に、本町全域における二酸化炭素の削減目標を掲げ、目標達成に向けて3つの観点、省エネルギー対策推進、再生可能エネルギーの普及拡大、総合的な地球温暖化対策の方針にのっとり取り組まれるということでした。

重ねて質問させていただきます。計画における具体的な事業見込みについて教えてください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

当該計画につきましては、脱炭素に関する総合的な計画であり、個別の事業計画ではないことから、年度ごとに具体的な施策を位置付けたものではございませんが、大きな施策の方向性としたしましては、住民、事業者、行政による省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの普及拡大を進めていくものとしております。

省エネルギー対策については、高効率機器の導入などエネルギー使用量を削減する取組としてイメージされやすいかと思いますが、再生可能エネルギーにつきましては、一般的には太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電などの種類がございますが、計画では本町における導入ポテンシャルを検討の上、太陽光発電の導入促進を目指すものとしております。

具体的な施策につきましては、本計画の方針を踏まえた上で、各年度の予算の範囲内において実施するものと認識しております。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。

年度ごとに具体的な施策を位置づけたものではないけれども、具体的な施策としては、本町においては再生可能エネルギーとして太陽光発電の導入促進を目指しているということで理解いたしました。

そこで、この太陽光発電について1点懸念点を抱いておりまして、次の質問に移る前にさらに申し伝えさせていただきます。

このカーボンニュートラルの主力として期待されている太陽光発電などの再生可能エネルギーは、様々な問題を引き起こしてきました。例えば、近年では太陽光発電に関する大規模火災が数多く報告されています。一昨年になりますが、1月、3月。1月では和歌山県すさみ町において山火事が発生し、近くにメガソーラーがあったため、感電の危険から通常の放水ができず、消火活動が困難となったことを現場の消防本部が伝えています。

また、3月27日には鹿児島県伊佐市においてメガソーラーの火災が発生し、消防隊員4人が負傷し、鎮火で20時間以上を要しました。同メガソーラーには蓄電池も設置されており、放水などの一切の消火活動を行えなかったことが被害を拡大し、消防担当者は自然鎮火を待つしかなかったと説明しております。

なぜ蓄電池の存在が消火活動を妨げるのかといえば、蓄電池として使われるリチウムイオン電池は、発火した際、水と爆発的な反応を起こしたり、消火活動に利用した水が汚染され、そのまま流すと環境汚染にもつながるためです。

政府は、天候に左右されやすい再エネの安定化を図るために、蓄電池の導入や自動車の脱炭素のためにEVの推進をしていますが、今回の火災はメガソーラーの危険性について非常に示唆に富む話であると考えます。

ちなみに、同年4月には仙台市でのメガソーラーで火災が発生して、鎮火まで約22時間要しているとのことでした。

こうした問題を受けて、国は再エネ特措法を改正して、同年4月に施行しました。改正法では事前の住民説明会開催が認定要件とされたり、違法伐採など法令に違反した事業者へのFITなどの交付金を停止できるようになりました。4月2日には経産省が森林法違反で9社の事業者の交付金を停止したということも発表しています。

そもそも多くのソーラーパネルは建築基準法の単体規則、個々の建物、建造物としての規則のことですが、それを受けないため、支柱などが災害等に非常に弱いつくりになっていることが多く、機材の倒壊や飛散を招きやすいと言われています。しかし、こうした危険物は建築基準法の適用対象外であるため、法令違反とならず、FITの停止措置などで

事業者には是正を求めることができません。

また、天然記念物も生息する自然の宝庫の北海道釧路湿原では、太陽光発電の乱反射でソーラーパネルの海みたいになっているとの話題になっていますが、これも建築物でないから規制ができないと言われていました。

こうした問題の背景には、日本以外の外国の勢力の関係も指摘されています。再エネ導入に向けた規制の見直しを検討する内閣府の有識者会議で提出された資料では、中国の国営企業の透かしが入っていたことが問題になりました。

資料は、これは安全保障上、大変重要な問題であり、今回問題となった中国の国営企業は、実はフィリピンの国家送電会社に40%出資し、2009年からフィリピン全体の発電所から配電施設までの送電を受託していました。

後にフィリピンの議会でも、フィリピンの電力網は中国の完全な支配下に置かれている。中国によって送電を止められることができることが発覚したことを、キャノングローバル戦略研究所の峯村氏は指摘しています。我が国においても非常に憂慮すべき問題だと思います。

そうした指摘を裏づけるように、その同年5月には中国のハッカー集団が太陽光発電施設をサイバー攻撃して、ネットバンキングの不正送信を悪用したことも報道されていました。太陽光発電設備を遠隔から操作できることというのは、いざというときに太陽光発電を停止や破壊するなどにより日本の電力網に大混乱を生じさせるおそれもあります。そういったことも意味します。特に中国製の太陽光発電設備はリスクが高いとも言われています。今回、高市政権におきましては、国産の太陽光発電の設備開発についても言及されており、ぜひそちらのほうにかじを切っていくような必要があるのではないかともしました。太陽光発電を一旦やめないということであれば、そういったことも憂慮した結果、考えていくことも必要でないかと思います。

それで、この太陽光発電の懸念点については、国際、海外のものではなくて、国産化へ振り向けていくということも一つの意見として私も述べさせていただきたいと思いました。もしこの件について何かご意見が伺えるようでしたら、よろしくお願いします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

ご意見として頂きたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。それでは2つ目の質問に移ります。

脱炭素政策の問題点にかかる世界的潮流の変化を踏まえた本町のお考えと政策修正について、アメリカ、ヨーロッパ諸国の動向と、それを踏まえた我が国の脱炭素政策の在り方について伺います。

先ほどメガソーラーについては述べましたが、この再生可能エネルギー推進の象徴であったメガソーラー規制については、政府は具体的な検討を始め、2027年度以降は電気料金に上乗せされている再エネ賦課金を原資としたメガソーラー支援を廃止する方針だったということです。

ですが、政府としては2023年に成立させたGX推進法に基づいて、メガソーラー以外の再エネ支援や脱炭素施策も加速させようとしています。GXとはグリーントランスフォーメーションの略で、2050年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、化石燃料から再エネに転化する取組自体は変わっていません。

そこで、それに対してアメリカ、そしてヨーロッパといった多くの諸国、残っているのは日本とドイツとイギリスといった、CO₂のほとんど少ない、使っていない国はまだこのパリ協定からも抜けていませんけれども、その主要なCO₂、脱炭素のパリ協定に入っていない、もしくは抜けた国というのが、その圧倒的な数を出してしまっていて、アメリカであったりインドであったり中国であったりロシアであったりといった国がございます。

そういう中で日本は投資、10年間150兆円を超える投資で、この再エネの投資に向かっています。ただ、この2050年CO₂ゼロという、これも科学的には証明されていないとも言われています。実際、忠岡町の計画書の中で見たときに、2050年のときにゼロにグラフがなっていないのは見つけました。

ですので、実際いろんな観点で、CO₂だけがこの温暖化、異常気象の原因ではないのではないかと科学者も発言しています。そういうことも踏まえて、投資をした割には国力が下がり、そういうことで、先ほども申し上げましたとおり、国の方針を変えようとしている国々が海外では潮流となってきています。

そこで本町としてのお考えをお伺いします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

我が国における脱炭素政策に関しましては、令和7年版環境白書において、世界的な環境問題と経済的影響を踏まえた上で、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比較して1.5度以内に抑える国際的な気候変動対策の指標と整合的な形で、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロという目標が掲げられております。

本町といたしましては、先ほどの計画においても、こうした国の動きと合わせて、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すものと位置づけております。

しかしながら、ここでの実質排出というのは、人間活動における排出量と森林等の吸収量がイコールとなる状態のことであり、森林等の吸収源が限られている本町においては大変難しい課題であると考えております。

この点につきましては、あくまで目標として目指すものの、経済性と両立した現実的な視点が必要であると考えているところでございます。

8番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8番（田辺 みき議員）

ありがとうございます。地方自治体の現場においては、国の施策に基づいて。したがって、この再エネ、再生エネルギー、またEVを支えるこの政策を進めているのですが、国際的には既に政策が、技術が、前提条件が修正局面になっていて、EVや再生可能エネルギーを支える鉱物資源の採掘を通じて、環境負荷が見えにくい形での海外の他地域への転嫁されている現実も明らかになってきています。

さらに、地方自治体の現場においては、地域に雇用や産業として定着しない、補助金終了後は財政負担と維持管理を要する設備だけが残る、政策効果の検証や失敗時の修正制度も存在しないといった構造も常態化しているのであれば、それは地方創生とは言えないのではないかと思います。また、将来世代に負担を先送りする政策にほかならないとも考えます。

本町が進める政策が国際的な政策技術環境の変化に耐え得るものになるのか、まだこれからのことではありますけれども、既にはっきりしているところも示されているということ踏まえて、先ほど最後のほうの答弁にもありましたけれども、計画における具体的な、すみません、この社会情勢の変化などにより計画修正はあり得るのかを再度質問させていただきます。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

ご質問のとおり、国の方針等が大きく変化した場合は計画の見直しが考えられます。また、本計画の目標年度は令和12年度としておりますが、目標年度経過時にはその時点の社会情勢の変化等も踏まえて改定作業を行うものと考えております。

8 番（田辺 みき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

ありがとうございました。まだこれからも続いていくものですが、私もしっかりと見ながら勉強しながら、また考えていきたいと思えます。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（前川 和也議長）

以上で田辺議員の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議は、これにて延会をしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議がございませんでしたので、本日はこれにて延会をすることに決定をいたしました。次回の本会議は明日 3 月 1 0 日、火曜日、午前 1 0 時より開きます。お疲れさまでした。

（「午後 3 時 0 6 分」延会）